

食品に関するリスクコミュニケーション
「食品中の放射性物質対策に関する説明会」
議事録

平成 24 年 4 月 20 日（金）

東京会場（星陵会館）

消費者庁
内閣府食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省

○司会（金田企画官） 皆様、お待たせいたしました。ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション『食品中の放射性物質対策に関する説明会』」を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、私は、消費者庁の金田でございます。よろしくお願いいたします。

本日のリスクコミュニケーションが、本日お集まりの消費者の皆様の普段の消費生活、そして、その行動のきっかけになることを祈念申し上げます。

そして、新たな消費生活の向上のため、そして、食品の安全のため考えていただくきっかけになることを祈念いたします。

では、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。

お配りしてある資料の中で、議事次第と書かれているペーパーをごらんください。その一番下のところに配付資料という欄がございます。

資料１、食品中の放射性物質対策による健康影響について。

資料２、食品中の放射性物質の新たな基準値について。

資料３、農業生産現場における対応について。

資料４、震災後の消費動向とリスクコミュニケーション。

最後にアンケート用紙がございます。皆様、御確認の上、もし、足りないものがございましたら、手を挙げて近くの係の者にお知らせください。

では、引き続き、議事次第をごらんください。

まず、食品安全委員会委員長代理、熊谷進より食品中の放射性物質による健康影響について、約 20 分の講演があります。

次に、厚生労働省医薬品食品局食品安全部企画情報課長、吉岡てつをより、食品中の放射性物質の新たな基準値と検査について、約 40 分の講演があります。

次に、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人より、農業生産現場における対応について、約 20 分の講演があります。

その後、約 10 分の休憩を挟んで、東京医療保健大学の日比野守男先生をコーディネーターに迎え、消費者サイドから日本生活協同組合連合会及びコープとうきょう理事、河野恵美子様。

生産者サイドから、鈴木農場、鈴木光一様と、有限会社ジョセフィンファーム、坂主正様を交えてパネルディスカッションを行います。

パネルディスカッションの中で、会場の皆様とも質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

閉会は、16 時 30 分を予定しております。本日の議事の円滑な進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、次前にいただきました御質問については、できる限り説明の中で触れられるよう参考にさせていただいております。

しかし、時間の都合上、すべての御質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がご

ざいます。説明内容に含まれていない場合には、最後に会場の皆様との質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、その中で、御質問いただければと思います。

では、食品中の放射性物質による健康影響について、食品安全委員会委員長代理、熊谷進より御説明させていただきます。

○熊谷食品安全委員長代理 食品安全委員会の熊谷でございます。今日は、お運びいただきまして、ありがとうございます。

(PP)

私のこれからのお話は、ここにありますように、食品中の放射性物質による健康影響についてということですが、最初に、私が今回トップバッターでございますので、もうメディア等で皆さんよく御存じかと思えますけれども、おさらいの意味も込めて、最初に放射線、放射性物質について簡単にお話しします。

(PP)

放射線というのは、ここにありますように、物質を通過する、透過する能力のある高速の粒子あるいは高いエネルギーを持っている電磁波でございます。γ線、X線とか、β線、α線というのが、それに当たります。

α線、粒子ですけども、これは、比較的透過力が小さいですが、β線、γ線になりますと、もう少し透過力が強いというものでございます。

(PP)

人体影響の単位なんですけれども、この放射線の単位は、実にいろいろありまして、なかなかいろいろあるだけに、いつも苦勞しているんですが、ここで恐らく用います単位としましては、ベクレルとシーベルトが代表的なものではなからうかと思っております。

ベクレルは、放射能の強さを表わす単位、それから、シーベルトは人体影響レベルというふうに言うことができます。

それで、ベクレルとシーベルトを実は換算することができて、それをつなぐのが実効線量係数ということになります。

食品検査などの結果表示で使われますのが、ベクレルという単位で、ほかの単位と共通してミリベクレルというのがよく使われます。

それを内部被ばくした場合に、つまり、食べてしまったとか、それから、吸い込んでしまったというときに、シーベルトに換算するための係数が、先ほど言いました、それをつなぐ実効線量係数ということになります。それによって全身の人体影響を表わすということになっております。

(PP)

例えば、計算方法なんですけれども、1 kg 当たり 100 ベクレルのセシウム 137 を含む食品を 1 kg 食べた場合の人体影響の程度はどういうふうに計算されるかということがここにお示ししてあります。食べた量、更に先ほどの実効線量係数を乗じると、人体影響の

程度を表わすミリシーベルトに換算されます。

このセシウム 137 の場合、こういった数値になります。これは、年齢区分によっても数値は異なってきますが、こういった数値をかけて、ミリシーベルトに換算する。

それから、この実効線量係数は、放射性物質の種類、例えば、セシウムとかヨウ素とか、そういったものごとに、それから摂取経路、主に2通りですけれども、経口、吸入ということになりますが、ごとに、それから、年齢区分ごとに、例えば、こういう区分というのが使われますけれども、それごとに ICRP、国際放射線防護委員会等の国際機関で設定されております。

この下の表には、ちょっと小さいんですけれども、ヨウ素とかカリウムも書いてあります。

(PP)

放射性物質は、ここに物理学的半減期とありますけれども、そのもの自体がどんどん減少していきます。放射能が減少していきます。

そのほかに、体内に取り込まれたときに、体内で排出、尿とかに排出されてどんどん減っていきます。それは、半分に減る期間、生物学的半減期というようなことで表わされます。

そういったわけで、体内に入った放射性物質は、放射性物質の性質というのが、こちらになります。体からの排泄などの仕組みによって減少していくということがわかっております。

物理学的半減期の例なんです。セシウム 134、これは2年くらい、セシウム 137 は30年と比較的長い、ヨウ素 131 は8日間ということで比較的短い半減期を持っております。

こちらに生物学的半減期が書いてありますが、これは年齢によって結構開きがありまして、放射性セシウムの例でいきますと、大人ですと、70日とか、もう少しお年寄りだと90日という長い半減期を持っておりますが、子どもですと、比較的短い半減期ということになります。それで、半分、半分に、こういう時間で減っていくということになります。

(PP)

もう一つ、放射性の健康影響を考える上で、基本的なこととして、内部被ばくと外部被ばくということがあります。

内部被ばくも外部被ばくも人体影響については、同じ単位のシーベルト単位で表わされます。

内部被ばくでは、体内での存在状況に応じた放射性物質からの被ばくが続くことを考慮して、何シーベルトになるかが計算されます。

それは、先ほどの放射能の強さ、摂取した物質の放射能の強さ、ベクレルに係数を乗じるという形で、シーベルトという単位で表わされます。ミリシーベルトという単位も勿論1,000分の1で同じように使われます。

それから、外部被ばくは、線量率、これは時間当たりのシーベルト単位で表わされた被

ばく線量に、被ばくした時間をかけると、いずれにしても、それらの影響は、同じ単位で表わされます。

(PP)

自然に受ける放射線というのがありまして、それは、ここにお示ししましたように、日本人の平均は、1人年間約1.5ミリシーベルト、それは、いろいろなものから放射線を受けているということで、例えば、食品ですと、0.41ミリシーベルトを年間平均して1人当たり受けているということがわかっております。

これは、人為的な、例えば、医療で受ける放射線とか、それを除いた部分です。日本国内で地域差がありまして、西の方が若干高くなっていますが、全国平均でいくと、約1.5ミリシーベルトということになります。

食品では、カリウム40というのが主たるものになってきます。

(PP)

これが、カリウム40がどの程度、それぞれの食品に含まれているかということを表わしております。昆布とか干し椎茸というのは比較的、それからお茶も比較的高いですが、牛肉とか魚は100Bq/kgということになっております。

この脚注にちょっと書いてありますが、カリウムはナトリウムの排泄を促して、血圧の上昇を制御するなど、健康を保つのに必要なミネラルで、これは、自然界に普通に存在してしまっていて、我々の体を含めて、動植物にとって必要な元素であって、その0.012%程度が、このカリウム40という放射性物質であるということがわかっております。

(PP)

放射線による健康影響の種類としましては、比較的高い線量を浴びて出てくる確定的影響と呼ばれるものと、確率的影響と呼ばれるものがあります。

例えば、確定的影響としては、脱毛とか不妊などが見られます。レベルとしては、例えばここに書いてありますように、永久不妊のレベルとしては、男が3,500、女性が2,500ミリシーベルトというふうに言われております。

それから、確率的影響なんですが、こちらは比較的低いレベルの放射線による影響でありまして、発症の確率が線量とともに増えるとされる影響であって、例えば、がんが一番な代表的なものと言われております。

(PP)

私どもの食品健康影響評価は、主に今言った区分でいいますと、確率的影響ということを中心に焦点を置いて評価を行いました。

(PP)

この評価の中身のお話をする前に、私どもの役割分担ということと、それから今回の経緯について少しお話しします。

食品安全委員会は、リスク評価機関でありまして、食品中の危害物質の摂取による健康影響を考えるといいですか、評価をすることがその役割になっておりまして、これは、科

学的知見に基づいて、客観的、中立公正に行うということになっております。

それに対して、リスク管理機関、今回ですと、放射性物質につきましては、厚生労働省から私ども諮問を受けましたので、厚生労働省と書いてありますけれども、これは、リスク管理機関としましては、ほかに食品については農林水産省、それから消費者庁などが含まれます。

こちらの役割分担は、このリスク評価結果に基づいて政策の立案、実行をするということで、費用対効果あるいは技術的可能性とか、それから国民感情、これはリスクコミュニケーションにまさに基づくわけですが、それらを踏まえて、食品ごとに規制値などを決定するという、要するに管理を行う機関と位置づけられております。

今回の放射性物質につきましては、1年ちょっと前の3月17日に厚生労働省の方が緊急を要するために暫定規制値を設定しました。と同時に、私どもの方に健康影響評価を要請しました。

それで、非常に緊急を要するというので、通常、リスク評価、健康影響評価、数か月とか、長いものでは1年くらいかかりますけれども、とりあえず、緊急を要するというので、3月29日に緊急とりまとめということで、そのとりまとめ結果を厚生労働省の方に通知いたしました。

その内容は、この暫定規制値について、これがどうなのかということを取りあえず、お知らせするというので、この暫定規制値は、ICRPの実効線量、1年に10ミリシーベルト、1個人当たりという値に基づいて、放射線セシウムにつきましては、1年に5ミリシーベルト、それから、ヨウ素につきましては、1年に2ミリシーベルトという値に基づいて、食品の基準値を設定しております。

ですので、私どもとしましては、この5ミリシーベルトとか、そもそもICRPの実効線量はどうかということで検討いたしまして、緊急時の対応としては、不適切とまで言える根拠は見出せないということで、かなり安全側に立ったものというふうに結論づけました。それを通知いたしました。

そもそも基の評価につきましては、継続してリスク評価を実施しまして、その評価結果をとりまとめて、10月27日に厚生労働省の方に通知しまして、それを踏まえて、厚生労働省の方で基準値を設定したという段取りを踏まえております。

(PP)

この食品健康影響評価に当たりまして、どういうプロセスで行ったかといいますと、これは、ほかの評価書もかなり共通する部分なんですけれども、国内外の健康影響に関する文献を多数検討しました。

そのほかに関連国際機関等の報告書なども検討しまして、それら多くの科学的な文献を精査いたしまして、方法の部分で適切かどうかとか、それから、最も重要なのは、被ばく線量の推定がきちんとされているかどうか、そういった観点から精査をしまして、それに基づいて健康影響評価をしました。

この場合に外部被ばくを含む疫学データを、本来、食品由来の内部被ばくに限定したものが十分あればいいんですが、それが不足しておりますので、外部被ばくを含む疫学データも使って評価を行いました。

(PP)

評価のこの作業にプロセスで、国際機関によっては、リスク管理のために高線量域で得られたデータを低線量域に当てはめるということをやっておりますけれども、それで、幾つかモデルが示されていますが、それら異なったモデルのどれが正しいかとか、そういう検証が非常に困難であるということがわかってまいりまして、被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて判断すべきであろうということになりました。

(PP)

最終的に評価の基礎となった疫学データとしまして、非常に信頼性の高い、その他のクライテリアで絞り込んだ中で、最も基づくべき論文として、この3つの、ここにお示しました文献がありました。

1つは、インドのケララ地方という、インドの一部の、西の南の地方で自然に放射線量が高い地域がありまして、これは、そこに存在するモナザイトという鉱石の中にトリウムという放射線を出す物質がありまして、それが非常に多い場所です。そういうわけで、ここに住んでいる人々は、いつも比較的高い放射線を浴びていて、累積線量 500 ミリシーベルト強の放射線を浴びている人々で、ほかと比べて発がんリスクの増加が見られないという報告が1つ。

あとの2つは、広島、長崎の被ばく者における疫学データでありまして、これは、非常に調査対象の人数も大きくて、それから被ばく線量の推定が優れている、そういう研究ですけれども、1つは、白血病による死亡リスク、これは、被ばくした集団、被ばくしていない集団を比べまして、その結果として、200 ミリシーベルト以上くらいでリスクが上昇するということ。

もう一つは、固形がんによる死亡リスクについて検討した研究で、その中で、被ばく線量が0から125 ミリシーベルトの集団と、0から100 ミリシーベルトの集団を比較してあります。

この0から125 ミリシーベルトについては、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが統計的に確認されております。

ところが、こちらの集団では、その確認ができないと、つまり、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが必ずしも言えないという論文であります。

(PP)

もう一つは、小児、胎児に関する疫学データですけれども、これにつきましては、チェルノブイリのあの事故に関連した疫学研究が幾つかありました。

例えば、ここにお示しましたように、小児に白血病のリスクとか、それから、甲状腺がんのリスクといったものがありました。

しかし、胎児への影響につきましては、0.5 シーベルト以下の線量で健康影響が認められないという報告が1つ注目すべきものとしてありました。

(PP)

以上の研究報告に基づきまして、放射線による影響が見出されているのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ100 ミリシーベルト以上、ただし、これは一般生活で受ける放射線量を除いた追加の線量です。

そのうち小児の期間につきましては、感受性が成人より高い可能性があると考えましたが、その線量についてはよくわからないという結論を得ました。

それで、100 ミリシーベルト未満の健康影響について言及することは、ここにお示しました理由によって困難であるという結論を得ました。

(PP)

おおよそ100 ミリシーベルトというのは、ここにお示しましたように、食品について適切な管理を行うために考慮すべき値でありまして、これを超えると、健康上の影響が出る可能性が高まることが統計的に確認されている値ということができるかと思います。

どうも御清聴ありがとうございました。簡単ですが、これで終わります。

○司会（金田企画官） それでは、引き続きまして、食品中の放射性物質の4月1日からの新基準値につきまして、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長、吉岡てつをより、御説明いたします。

○吉岡企画情報課長 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、厚生労働省の吉岡でございます。

私の方からは、この4月にスタートいたしました、新たな基準値などにつきまして、40分間ほど御説明させていただきたいと思っております。

(PP)

震災から1年余りが経過をしたわけでありまして、私ども、昨年のもとの原発事故以後、速やかに暫定規制値というものを設定させていただきました。

この暫定規制値につきましては、既に当時、政府の原子力安全委員会の方で緊急時の指標というものが定められておりましたので、それを活用して暫定規制値を定めました。

そして、この暫定規制値を超える食品につきましては回収あるいは状況に応じては出荷制限といったような措置を日々講じてきたところでございます。

一方で、暫定規制値というのは、文字どおり暫定的なものでありますので、今後の長期的な状況に対応するための新しい基準値の策定というものが求められていたところであります。

そこで、まず、今、熊谷先生からお話がありましたように、食品安全委員会の方で食品健康影響評価をまとめていただき、それを受けて、私どもの薬事・食品衛生審議会という

ところで具体的に議論を重ねまして、新たな基準値をまとめたわけでありまして。

そのポイントでありますけれども、一番上にございますように、そもそも暫定規制値に適合している食品についても健康への影響はないと一般的に評価をされているわけでありまして、より一層食品の安全、そして、安心を確保するという観点から、暫定規制値では、年間線量 5 ミリシーベルトまで許容していたわけでありましてけれども、その 5 ミリシーベルトという年間線量を年間 1 ミリシーベルトに引き下げて、それに基づく基準値を定めるということにしたわけでありまして。

では、なぜ、年間 1 ミリシーベルトなのかということではありますが、1 つには食品の国際規格をつくっているコーデックス委員会というところがございます。その国際的な指標で年間 1 ミリシーベルトを超えないように設定されているということがございました。

もう一つには、そうはいっても、日本の食料の安定供給に支障があってははいけないわけでありまして、事故後、自治体の方でモニタリング検査を重ねてまいりましたけれども、約 1 年事故から経過する中で、多くの食品からの検出濃度というのは、時間の経過とともに、相当程度低下しており、日本の食料の安定供給にも支障がないという状況になりましたので、この 1 ミリシーベルトに基づく基準にしたわけでありまして。

そして、その区分につきましては、特別な配慮が必要と考えられます飲料水、それから乳児用食品、牛乳というものは区分を設けまして、それ以外の食品は一般食品ということで、全体で 4 区分の新基準値にいたしました。左側が暫定規制値、右側が新基準値であります。暫定規制値では、それぞれ 200Bq/kg あるいは 500Bq/kg ということですが、新しい基準値では、まず、一般食品が 100Bq/kg、牛乳と乳児用食品がその半分の 50Bq/kg、飲料水が 10Bq/kg という新しい基準値にしたところであります。

(PP)

なぜこの 4 つの区分なのかということではありますが、まず、飲料水につきましては、これは、すべての人が摂取をして代替がきかないものであります。そして、摂取量が非常に大きい。そうした中で、WHO、国際保健機関におきましては、この指標値として 10Bq/kg というものを提示しております。したがって、それに沿って飲料水については 10Bq/kg にしたわけでありまして。

右側にありますように、飲料水に該当するものとしましては、直接飲む水、調理に使用する水、それに、水との代替関係が強いお茶まで、この飲料水に含めるという整理にしております。

次の乳児用食品につきましては、食品安全委員会の方で、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性があるということを指摘されましたので、別区分にしました。同じく牛乳につきましては、子どもの摂取量が特に多いという統計データがございます。そこで同じように、乳児用食品と同じように別の区分にすることとあります。

そして、それ以外の食品につきましては、一般食品として、一括して区分をしておりますけれども、その理由といたしましては、一般食品は、いろいろ細分化するという考え方

もあり得るわけでありますけれども、個人の食習慣の違い、例えば肉を多く食べる、魚を多く食べるあるいは米を多く食べる、パンを多く食べる、いろいろな方がいらっしゃるわけですが、そういう食習慣の違いの影響というものを最小限にすることが可能だということが1つ。

2つ目には、国民の皆さんにとっても非常にわかりやすい規制になります。この食品はどっちの区分になるんだらうかということをお悩む必要がない。

3つ目には、コーデックス委員会など、国際的な考え方とも整合性があるということで、一括して一般食品として区分するというようにしたわけであります。

(PP)

それでは、規制の対象とする核種は何かということではありますが、事故後、1年が経過した中で、半減期が1年以上の放射性核種全体、具体的には、そこにありますセシウム 134、137、ストロンチウム 90、プロトニウム、ルテニウム 106、こうした半減期1年以上の核種全体を対象にするということにしたわけであります。

一方で、半減期が短くて、既に検出が認められていません放射性ヨウ素については基準値を設定しない。それから、ウランについては、原発敷地内におきましても、天然の存在レベルと変化のない状況でありますので、こうしたものについては基準値は設定しないということにしたわけであります。

(PP)

それでは、こうしたそれぞれの核種ごとに基準値を設けるのかといいますと、そうではないということでありまして、それは、このセシウム以外の核種、ストロンチウムとかプロトニウム、ルテニウムというのは測定に非常に時間がかかるという特徴があります。

したがって、それぞれごとに基準値を定めますと、その検査をして結果が出たころには、食品はもう既に流通しているという状況になりますし、あるいは結果が出るまで食品を止めておいたら、食品はもう使えなくなるという状況になりますので、そこにございますように、移行経路、土壌から農作物にいて畜産物にいく、あるいは淡水から淡水産物を通じて経口に入っていくというようないろいろな移行経路ごとに、各放射性核種の移行濃度というものを解析して、そして、放射性セシウムの寄与率、すなわち全体の核種の中でセシウムの割合がどのくらいなのかという寄与率を算出して、そして、全体として合計して1ミリシーベルトを超えないようにセシウムの基準値を設定する。言葉を変えれば、セシウムに代表させて基準値を設定しているということであります。

それで、放射性セシウム以外のものがどのくらいの寄与率かといいますと、これは年齢によって違うわけですが、例えば19歳以上であれば、約12%がセシウム以外、逆にいえば、セシウムが約88%、そういう状況であります。そうした考え方の下で、今回の基準値は設定されているということであります。

(PP)

それでは、一般食品の基準値につきましては、どういう考え方で定めたのかということ

であります、左上にありますように、まず、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトにするというところから出発いたします。

その上で、まず、飲料水の線量というものを差し引くわけでありませけれども、飲料水の新しい基準値 10Bq/kg であります。これに摂取量をかけますと、約 0.1mSv/年 ということになります。したがって、 1mSv/年 から 0.1mSv/年 を差し引いた約 0.9mSv/年 というものが一般食品に割り当てる線量ということになるわけであります。

それを各年齢層あるいは男女ごとにどの程度までの限度値になるのかということを出いたします。これは、換算係数でもって算出をするということになるわけでありませけれども、これは、年齢ごとに摂取量というものが違いますし、代謝も違います。そこで、年齢層ごとあるいは男女ごとに限度値が異なることになるわけでありませけれども、この中で最も厳しい限度値になるのが、13 歳から 18 歳の男性の 120ベクレル ということであります。すなわち、この年代の男性というのは、たくさん飯を食うということでありませので、ここの限度値が一番厳しい 120Bq/kg ということでありますが、それをより安全側に立って、端数を切り捨てた 100Bq/kg というものを一般食品の基準値にしたということでありませ。

したがって、この一般食品の基準値自体が、どの年齢の方にとっても十分考慮された基準値だということで、我々は設定させていただいているということでありませ。

(PP)

次に、乳児用食品でありませけれども、どういうものが入るかといいますと、まず、上にあります健康増進法で乳児用に適する旨の表示許可を受けている、いわゆる粉ミルクであります。それ以外にも、乳児の飲食に供することを目的として販売をされているフォローアップミルクなどでありませとか、乳児用の食品、それからベビーフードあるいは乳幼児向けの飲料など、こうしたものが乳児用食品ということになるわけでありませ。

次に牛乳でありませけれども、どこまでが今回の牛乳というものに入るかといいますと、左側にあります、牛乳、低脂肪乳、それから加工乳、これに加えて乳飲料につきましても、これは、乳等を主原料とした飲料でありまして、消費者の皆さんからは、牛乳や加工乳などと同類の商品と認識されているということで、ここまです牛乳の区分に含めるということにしております。

一方で、乳酸菌飲料とか発酵乳チーズ、こうしたものにつきましては、必ずしも子どもの摂取量が多いわけではないということで、牛乳の区分には含めず、一般食品の区分になるということでありませ。

その上で、乳児用食品、牛乳については、子どもへの配慮の観点で設けるものでありませし、万が一流通する食品のすべてが汚染されていたとしても影響のない値をきちんとしようということで、 100Bq/kg の半分でありませ 50Bq/kg というものを基準値としたわけでありませ。

(PP)

次に、製造・加工食品についての基準値の考え方を御説明いたしますと、この製造・加工食品につきましては、原材料の状態のほか、原則として製造された製品、加工された製品の状態でも一般食品の基準値を満たすことが求められるわけであります。

例えば、タコを例にしますと、生のタコでも基準値を満たすことが必要でありますし、加工食品であるゆでたタコでも必要だし、製造食品であるタコワサビでも必要だということになるわけであります。

ただし、実際に食べる状態かどうかということが大事になりますので、その下にあります①、②の食品については、実際に食べる状態を考慮して基準を適用しようということにいたしました。

①にありますのは、乾燥キノコ類とか、乾燥の海藻類、魚介類、野菜といった原材料を乾燥させて、それを水戻しを行って食べる食品であります。

こうしたものにつきましては、乾燥前の状態と、それから食べる状態、すなわち水戻しを行った状態で基準値を適用するという事で、したがって、乾燥した状態には基準値を適用しないということであります。

勿論、ノリとかスルメとか干しブドウとか、乾燥させたまま食べるものについては乾燥した状態でも基準値を適用するということになるわけであります。

もう一方、②のお茶とかこめ油など、原料から抽出して飲んだり、使ったりする食品でありますけれども、こうしたものは、原材料の状態と飲用、使用する状態で食品の形態というものが大きく異なるわけでありますので、原材料の状態では、基準値の適用対象とはしない。したがって、お茶などは、製造加工後、飲む状態で基準値を適用する。それから、米ぬかや菜種などを原料とする油は、油で基準値を適用するという考え方にいたしました。

それでは、一番下にあります、濃縮スープとか濃縮たれとか、こうしたたぐいのものもやはり水で割るわけでありますけれども、こうしたものは、どの段階で基準値を適用するのかということではありますが、こうした商品につきましては、多様なものがあって、そして、多様な使われ方がされているという実情にあります。

例えば、お茶づけの素をパスタに使うということもありますし、さまざまな使われ方がされておりますので、こうしたものにつきましては、原則として製品の状態で、一般食品の基準値を適用するという考え方を取っているわけであります。

(PP)

もう少し具体的に今の話を申し上げますと、水戻しをして食用に供する状態で基準値を適用する食品というのは、そこにございますように、いろんなものがあるわけであります。

では、こうしたものをどういった形で試験をするのか、検査をするのかというのが下に書いてありますが、こうした乾燥した食品を粉碎した後のサンプルに、日本食品標準成分表などの水戻しの公表データというものがあるわけであります。例えば、乾燥のシイタケであれば、重量変化率が 5.7、すなわち水戻しをいたしますと、5.7 倍の重さになるという

ものであります。乾燥キクラゲですと、10 という重量変化率です。そうした重量変化率を踏まえて、必要な水分をあらかじめ添加して測定をするという試験方法であります。

あるいは、こうして水を加えなくても、乾燥状態で検査をして、日本食品標準成分表等との重量変化率を用いて換算した結果を分析値としても構わないという取扱いにさせていただいているところであります。

(PP)

もう一方、飲む状態、使用する状態で検査する食品でありますけれども、まず、飲む状態で検査する食品につきましては、チャノキの茶葉、これには発酵過程を経た茶葉は除きますけれども、具体的には、煎茶とか玉露とかほうじ茶とか麦茶などが、このチャノキの茶葉ということで、これを原料に含んで抽出して飲用に供される食品であります。こうしたものにつきましては、飲用水の区分になり、10Bq/kg ということになるわけであり

ます。

ただし、抹茶とか粉末茶など、粉末状で販売されるものについては、茶葉そのものを摂取いたしますので、粉末の状態でも一般食品の 100Bq/kg の基準値を適用するということ

であります。

その他の紅茶とかウーロン茶などにつきましては、これは、データ上も摂取量が、平均的にはそれほど多くない。水との代替関係にあるとは言えないものでありますので、一般食品の 100Bq/kg という基準値が適用されます。

ただ、麦茶とか大豆茶など、原料が直接摂取される可能性があるものにつきましては、原料の状態でも 100 Bq/kg の基準値が適用されますので、実際に飲む状態では相当程度低いものになっていくということでもあります。

使用する状態で検査する食品につきましては、食用紅花油とか綿実油とかこめ油とかなたね油ということで 100Bq/kg の基準値が適用されます。これもコーン油など、原料が直接摂取される可能性があるものにつきましては、原料の状態でも 100Bq/kg の基準値が適用されることになるわけであります。

今回の新しい基準値、4月1日から施行しているわけではありますが、冒頭申しましたように、そもそも暫定規制値に適合している食品につきましても、一般に安全だと評価されているわけでもありますので、新たな基準値への移行に際しましては、市場に混乱が起きないようにしなければいけないということで、一定の範囲で経過措置期間というものを設定して、引き続き、暫定規制値を適用するものがございます。

1 つには、缶詰などに代表される製造・加工食品でありますけれども、これらにつきましては、3月31日までに製造、加工、輸入された食品については、賞味期限までは暫定規制値を適用するということでもあります。

下にございます、米、牛肉、大豆という3つの食品でありますけれども、米と大豆につきまして、1年1作であります。収穫後、一定期間をかけて流通して消費されるということでもありますので、今は、平成23年産が流通しているという状況であります。24年産の

流通が開始されるまでの期間を考慮いたしまして、米については6か月の経過措置、大豆については9か月の経過措置を設けることにいたしました。

牛肉につきましては、多くが冷凍された状態になっているわけでありまして、賞味期限は約2年間ですが、4月1日以前にと畜された牛肉の在庫が十分に低くなるには、約6か月を要するということでもありますので、牛肉についても6か月の経過措置を設けるということで、こうした一定の配慮を行っているところでございます。

以上が基準値の具体的な内容でございます。

(PP)

それでは、実際に食品からどのくらいの被ばくを受けているんだろうかというデータが幾つかございます。

まず、このデータにつきましては、新しい基準値上限いっぱいの食品を摂取し続けるという通常考えられない話でありますけれども、仮にそういう状態であったならば、どのくらいの被ばくを受けるのかというデータであります。

最も高いのが、13歳から18歳の男子の0.8mSv/年ということですが、これも1mSv/年に届かない状況であります。1歳未満で見れば、0.3mSv/年に届かない状況で、大人の半分程度という状況であります。

ただ、これは、通常には想定し得ない状況でありますので、実際の被ばく量は、これよりも相当程度小さい値になるわけであります。

次のデータは、これは、昨年8月から11月に自治体で行ってきましたモニタリングデータを用いた推計値であります。

中央値濃度、すなわちモニタリングデータの中央の数値の濃度のものばかりを食べた場合あるいは90パーセンタイル値濃度、これは、濃度が低い方から数えていって90%目の数値の濃度のものばかりを食べていった場合にどうなるのかというものでありまして、左側中央値の場合には0.043mSv/年、90パーセンタイル値でありますと0.074mSv/年ということで、年間1mSvに対しまして非常に小さな値になると推計をされたわけであります。

(PP)

もう一つ、マーケットバスケット調査というものも行いました。

これは、昨年の9月、11月に東京都、宮城県、福島県で、実際に流通している食品を購入して調査をした結果であります。食品からの放射性セシウムの摂取量は、その結果、東京ですと、年間0.002mSv/年、福島でも0.02mSv/年ということで、相当程度低い値でありました。

一方で、先ほども説明にありましたように、もともと食品には自然界に発生する放射性カリウムというものが含まれているわけでありまして、0.2mSv/年程度になるわけでありまして、これと比べましても、10分の1あるいは100分の1というレベルの非常に小さい値であったということでもあります。

したがって、食品からの被ばくの問題につきましては、必要以上に御心配いただく必要はないということが、こうしたデータから言えるのではなかろうかと思っております。

(PP)

今回、この4月に新しい基準値をスタートしたところでありますけれども、そうした基準値を踏まえまして、各自治体で放射性物質に関する検査が行われているわけでありまして、特に、17都県を中心に検査が行われているわけでありまして、これまでのところ、全体を合わせまして、14万件を超える検査が行われております。そのうち、暫定規制値を超えたもの、新しい基準値を超えたものは、それぞれそこにあるような件数ということでありまして。

そして、基準値を超えたものにつきましては、食品衛生法に基づいて、同一ロットの食品を回収したり廃棄したりします。

そうした状況に地域的な広がりが見られる場合には、原子力災害対策特別措置法に基づいて出荷の制限などを指示する。

更に、出荷制限をかけたけれども、その後、検査をしますと、直近の1か月以内の検査結果が1市町村当たり3か所以上ですべて基準値以下といったような条件を満たせば、出荷制限などの解除ということを行っております。こうしたことを、我々、日々やっているということでありまして。

(PP)

今日、出荷制限の対象となっている食品にはどういうものがあるかというのが、この一覧でございます。太い字で書いておりますのが、4月以降対象となったものを太字で書いております。何かたくさんあるようでありますけれども、よく見ますと、1つはタケノコとかワサビとかフキノトウといった山菜のたぐい、それから原木シイタケ、更にはメバルとかニベとかヒラメといった底にいる魚であったり、ヤマメとかイワナといった淡水魚といったことで、食品全体からしますと、非常に限定的な状況だろうと考えております。ただ、これは、生産者の立場に立つと非常に大変な問題でありますので、生産段階の対策につきましては、農水省の方で精一杯取り組んでいる、そういう状況にあるわけでありまして。

(PP)

この検査につきましては、まず、私ども政府の方で、今回の新しい基準値を踏まえまして新たな検査計画というものを3月に策定いたしました。主に17都県を対象にし、この17都県も左側と右側の2つにグルーピングをいたしました。左側は、これまで1品目に出荷制限がとどまっているところ、右側は複数品目で出荷制限が出たところということで、2つのグループに分けて、それぞれ取組みの濃度が変わっております。

対象品目につきましては、放射性セシウムの検出レベルの高い食品、具体的には、今回の一般食品の基準値の半分であります50Bq/kg以上の検出があったものを中心に行っている。また、水産物、それから飼養管理の影響を大きく受けます乳、牛肉、それから出荷制限が解除された後の品目、こうしたものに重点を置いて調査を行っていくということで、

こうした政府の検査計画を踏まえた上で、実際には、各都道府県などにおきまして、それぞれの地域の実情を踏まえた具体的な検査計画を策定して、検査が行われているという状況にあるわけであります。

(PP)

この検査の方法でありますけれども、中心となりますのは、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法ということであります。これは、精密な検査であり、また、中心となる検査方法であります。

それに加えて、昨年の7月から短時間で多数の検査を実施できるようにするために、いわゆる簡易検査法というものを導入いたしました。NaIシンチレーションスペクトロメータなどを用いた放射性セシウムスクリーニング法ということでありまして、簡易検査機器として使用できる要件を、私どもの方で自治体にお示しをして導入を進めてきたということであります。

今回も新しい基準値に対応できる要件というものを、この3月にまとめましてお示しをさせていただき、進めているということであります。検査の流れにつきましては、まず、食品を細切りして、それをはかって、そして測定をし、解析をするという流れになるわけであります。

(PP)

また、検査結果につきましては、各自治体で行われました状況を厚生労働省で毎日これを取りまとめて、ホームページで公表させていただいております。地図上にわかりやすく、これを記載するということにも心がけておりますし、また、放射性物質が検出されなかった場合につきましても、本当にその機器は大丈夫なのかという御懸念もあるので、検出の下限值というものを必ず記載させていただいております。

それから、地図上をクリックをしていただきますと、各自治体の検査計画とか、実施状況もこのホームページで公表させていただいているということで、引き続き、しっかりとこうした情報の提供、情報の公開ということを進めていきたいと考えております。

(PP)

そういうことで、これから、まさしく自治体における検査がしっかりと行われていくということが大事でありますので、私ども国ではさまざまな支援を行っているところであります。自治体での検査が中心になりますけれども、どうしても、ある特定の自治体ですべてがやり切れないという状況が生じた場合には、私ども国の検疫所とか、国立試験研究機関で代わりに検査を実施するという支援も行っております。

それから、流通段階の買い上げ調査を国自ら行っておりまして、その結果、濃度が高いものが出た場合には、必要に応じて自治体に検査の強化を要請することとしております。

また、自治体の検査計画を毎日集約して、迅速にすべて公表させていただき、更には、自治体の機器整備に対しましては、既に農水省や消費者庁の補助制度というものもありま

すけれども、厚生労働省でも自治体に対する機器整備に対する補助金の交付による支援措置というものも行っているところでございます。

引き続き、私ども関係省庁が連携をいたしまして、地方自治体の検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

(PP)

厚生労働省のホームページ、それから首相官邸のホームページでも詳細な情報を提供させていただいておりますので、参考にいただければと思います。

以上で、私の説明を終わらせていただきますけれども、また、後ほどシンポジウムの中で、補足すべき点につきましてはお話をさせていただければと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○司会（金田企画官） 引き続きまして、農業生産現場における対応につきまして、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人より、御説明いたします。

○安岡生産推進室長 ただいま御紹介に預かりました、農林水産省の農業生産の担当部局で原発対応を担当しております、安岡でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

私のテーマは、農業生産現場における対応ということでございます。20分程度の時間を予定してございます。

(PP)

本日の構成です。最初に、農林水産省が、これまで行ってきた対応の基本的考え方を簡単にお話しした後で、それぞれの品目ごとの、今の対応状況を一緒に見ていただければと思っています。

それは、23年産の調査結果のそれぞれデータを基に見ていただいて、新基準値に対して、それぞれの品目、どういう状況なのかというのを見ていただく。そうした上で、それぞれの品目についてどのような対応をしているのかということをお紹介させていただこうと思っております。

農業生産の現場の状況となると、やはり大変いろいろ生産者の方々が、御努力、御苦労されているのが現状でございます。

本日は、パネラーとして栃木県、福島県からそれぞれ、野菜や米の農家及び、酪農農家に来ていただいております。私がお話しするよりも、農家の皆さんの方から生の声、生の御苦労されているお話が聞けるかと思っております。後ほど、聞いていただければと思います。

それでは、私のお話の方に入らせていただきます。

(PP)

農林水産省の対応でございます。農水省としては、国民の皆さんに安全な食料を安定的に供給することが最優先の課題でございます。放射性物質対策については、福島県を始め

とした関係の都県及び食品衛生法を所管している厚生労働省と連携して、新基準値、暫定規制値を超過する農産物が流通しないようにということできざまな取り組みをしてきたところでございます。今後とも、こういう考え方の下で一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

(PP)

ここから先は、それぞれの品目の取り組み状況などを、データを基に見ていただいておりますが、その前に、基本の頭の整理として、農産物の汚染経路というのを見ていただければと思います。

皆さん、もうおわかりのとおりだと思いますけれども、農産物には主に2つの汚染のルートがございます。

1つは、事故直後の降下した放射性物質の直接汚染によるものです。もう一つは、農地に降下した放射性物質を作物が根から吸収するもの、大きく分けて2つの汚染経路がございます。

当然、降下した放射性物質の直接汚染というのは、基本的には事故直後に見られる現象。右側の農地に降下した放射性物質を吸収するという現象は、以降、現段階も続いている現象ということで、大きく2つの汚染がございます。

それで、野菜について、まず、見ると、御存じのとおり、事故の直後は、葉物野菜、ホウレンソウとか、葉を広げてほ場にあったものが、落ちてきた降下物で汚染するという直接汚染が見られました。この結果、事故直後には、広い範囲の地域でホウレンソウなどの葉物野菜で暫定規制値を超えるといったような状況が見られました。

ですが、それ以降、時間が経過して、右側の根からの吸収が主となるステージになると、野菜については、例えば7月以降、後ほど見ていただきますけれども、ほとんど暫定規制値を超えるようなものは見られていない。100Bq/kgの放射性物質濃度の新基準値で見ても、超えるものはほとんど見られておらず、根から吸収するステージになると、作物は、土壌からの吸収は限られているので、汚染の状況は時間とともに変わってきているのが実状です。

真ん中のところに、少し例外的なものがあって、果樹やお茶でございます。果樹やお茶は、例えば昨年お茶に関しては、超過が幾つか見られました。果樹についても、一部の品目で見られています。これは、少々メカニズムが違って、果樹や茶は、基本的には、根を深く張りますから、土からの吸収は余りありません。基本的に果樹園などは耕運していないので汚染は土壌表面に残っているのに対して、根は深く張っているの、根から吸収するわけではないです。

そういう中で、なぜ、汚染が出たかということ、3月に事故があって、降下してきたものが葉や木に付着し、それが、例えばお茶の新芽や、果樹の果実等に移行して出てしまったということです。

ですから、こういうものに関して言えば、基本的に今後新たに汚染が増えるわけではな

いです。一方で、木の中に入っているそういう汚染をどうするのかということが汚染対策のメインになります。

こういう基本的な汚染経路について頭に入れていただいて、それぞれの品目の状況を御説明したいと思います。

各品目の対応ということで、最初に野菜、果樹、お茶等の農産物について御説明します。

(PP)

最初にお話ししたとおり、野菜については、去年の3月から6月の値を見ていただくと、例えば 500 ベクレルを超える値は、済みません、本当は1 kg 当たり何ベクレルとお話ししなければいけないんですが、何度も何度も繰り返しになりますので、「1 kg 当たり」というところは省略してお話をさせていただきます。

3月から6月のところのデータを見ていただければ、3,500 点のうち 134 点、500 ベクレルを超えるような値がありました。

ですが、7月以降になり、今度は根から吸収するステージになると、500 ベクレルを超える値というのは、例えば 8,000 点以上検査していますけれども、5 検体しかありません。100 以上という観点から見ても、ここで見ていただくような少ない値しかないといったような状況でございます。

果樹やお茶について見ていただくと、真ん中にあるのが果樹です。点数とすると、500 ベクレルが 28 点ということですがけれども、先ほど申し上げたとおり、そのとき幹に付いていたり、もしくは、果樹の場合、特に木の表面に付着したものが、果実に移行することによって、残念ながら 500 を超えるようなものも出てしまったと。

お茶について、右側にありますけれども、お茶も 500 ベクレルを超える形で出荷制限が幾つか行われております。これもやはり、当時3月のときにあった葉に付着して、それが新芽のところに転流するような形で出てしまっているというふうなことでございます。

1つだけ、先ほど厚生労働省からの御説明でもありましたけれども、お茶については、検査の考え方が、今度、新基準値になって変わっています。これは、昨年のベースのものですから、乾燥した荒茶という茶葉の状態で測って、500 ベクレルに対してどうなのかということで昨年は検査をしておりました。その昨年の検査結果が出ています。

今年は、お茶に関しては、飲む状態で測るということになっていきますので、煎じて、お茶を抽出した、お茶の液で検査をするということとなっております。念のため、お話をしておきます。

このような 23 年の結果だったということでございます。

(PP)

こういう野菜や果実、お茶などの農産物の対応ですがけれども、作付に関しては、作付制限は行わず、基本的には、放射性物質をできるだけ吸収させない。低減対策を徹底しようということで、農家の皆さんと取り組んでいるところでございます。

そして、収穫後は、放射性物質調査をしっかりとやって、超えるものは流通させないよう

にすることで安全性の確保を図っております。

(PP)

では、どんな取組みなのかということでございます。まず、最初に果樹とお茶の例をお話しします。

果樹について言えば、木の表面に汚染が付着していることが、汚染のメインです。福島は特に果樹の産地で、冬の間、皆さん、そういう果樹の除染を進めようということで、木の、表面の粗皮を削ったり、もしくは高圧水を使って水で洗うなど、そういった取組みを一本一本冬の間行ってきていただいているところです。

右側のお茶に関して申し上げれば、お茶の茶の葉っぱや茶の木の中に汚染がまだ残っていますので、通常よりも深く刈るというふうな取組みを各産地で行って、お茶に含まれている汚染を減らそうとして、24年作を迎えようとされているところです。

もう一つの対応は、下のところの調査での対応です。もう先ほど厚労省から御説明のあったとおりで、ポイントだけ言えば、こういうことです。

23年1年間でさまざまな調査結果が得られました。ですから、その調査結果を見て、例えば50ベクレルを超える値が見られた品目のように新基準値から見て、高い値が出るかもしれない品目、もしくは去年の検査で高い値が実際見られたような地域などについては、重点的にしっかり検査をするという考え方で行っているところでございます。

各県の方に、そういう考え方に沿って行っていただいているというのが、今の現状でございます。

(PP)

もう一つ、ほかに農地の土壌の除染もしくは資材の対応といったことが農業の分野ではございます。

例えば、農地の除染としては、作物の作付をしていないところでは、表面にまだまだ放射性物質がありますので、表面のところを薄く削り取る、左側の表土の削り取りといったようなアプローチだとか、右側にあります、もう作付しているところについては、表層の土と下層の土を反転させて、上の方の根が張るようなところからは、放射性物質の濃度を減らそうというふうな取組みをしていただいたりしているということでございます。

今、24年作を迎える前で、現場では、こうした農地の除染等の取組みも懸命に行っているというのが、今の状況でございます。

更には、下のところにもございますけれども、肥料などの資材についても、当然、汚染された肥料を使ってしまったり、堆肥を使ってしまったりすると、農地の汚染を招くということもございますので、暫定許容値として、400Bq/kgといったような値を設けて、そういった値を超えたものが、使われないよう検査をしたり、皆さん農家の方に協力していただいたりしているところでございます。

(PP)

次に、米のお話に入ります。最初に23年産米の調査結果ということで、17都県、3,000

点近い調査を行いました。

調査結果だけ見れば、17 都県で 99.2%が 50 ベクレル以下、福島の中だけをとって見ても、98.4%で 50 ベクレル以下という値でした。

全体の大きな目で見ると、やはり米に関しても、50 ベクレル以下が大半を占めるような結果になっています。

ただ、皆さん、御存じのとおり、こうした検査が終わった後で、昨年 11 月に福島市内で暫定規制値 500 ベクレルを超える玄米が見つかりました。

その後、何をやったのかということをし少し御説明をしながら、今の状態を御理解いただければと思います。

農水省と福島県は連携して、実態把握と要因解析を行いました。

1 つは、今、500 ベクレルといった値が出た後で、他にもそういう 500 ベクレルを超えるようなものがないのかということで詳細な調査を行いました。

もう一つは、24 年産に向けて、そういう高い値が出た要因について調査を行いました。

(PP)

最初に詳細に福島県で行われた玄米の緊急調査の結果です。これは、玄米の調査で放射性物質が検出された市町村、福島の中通りの中部北部を中心とした 29 市、151 の旧市町村で、地域の全ての農家、2 万 3,247 戸について米の検査を行いました。

結果としてどうなったかということ、最初に右側の表の方を見ていただくと、500 ベクレルということに関して言えば、これだけ検査をして、出たのは、実は 38 戸でした。もう少し出るのではないかというふうなこともあったのかもしれませんが、結果として見ると、38 戸という結果でした。

100 ベクレルを超える値で見ても、97.5%は 100 ベクレル以下、比較的米の濃度が高かった地域に限定して調査をしても、ほとんどの米は、低い値で、そういう中で超えるものがあったという状況です。地域的もしくは局所的にそういった高い値が見られたというのが現状でした。

(PP)

続いて、私たちは福島県と一緒にどうしてこうした高い値が出たんだろうと、そこがわからないと 24 年作につながらないということでさまざまな要因の調査をしていきました。

まだ、この結果は、要因解析を進めている途中でもありますし、様々な要因が想定されている中で、100%わかったわけではないんですが、今の段階でわかっていることとして公表されていることを御説明します。

1 つは、高い値が見られたところというのは、やはり土壌の放射性セシウム濃度が高かったということはありません。ですが、土壌の濃度が高かったからといって、水田全てで出たかということ、そうではありませんでした。そういう高い値が出た水田はどのような特徴があるんだろうと見ていくと、1 つわかったことは、カリ肥料が非常に水田の中で不足していたということがありました。作物にとってみると、カリとセシウムというのは、同じ

動態を示す似た元素です。ですから、カリとセシウムは、吸収する際に作物では競合する関係にあるので、土壌中のカリウム濃度が低いところでは、放射性セシウムが吸収されやすかったと考えられます。

言い換えれば、カリ肥料を作物栽培などで求められている水準までしっかり施用するというのが、1つ対応として考えられるのではないかという結果が得られています。

(PP)

もう一つの結果は、こういう高い値が見られる水田というのは、実は山間部の狭い水田が多くて、大型機械が入れないような水田などがございました。

結果として、耕運が浅いようなところがあって、耕運が浅いと何が起きていたかというところ、左側にセシウムの濃度の層別の分布がありますけれども、まだまだ表層にセシウムが残っていた。更には、右側の稲株を抜いたところの写真ですけれども、非常に簡単に稲株が抜ける。すなわち、根の張りがすごく浅くて、しかもセシウムが耕運されていないので浅いところに残っていたので、吸収しやすい状態にあったのではないかと、こんなことがわかってきています。

こういったことを、少々専門的な話になって申し訳なかったですけども、こうした要因解析の結果などを参考に24年作を指導していくということをしているということでございます。

(PP)

そういう中で、24年の米の取組みでございます。米については、作付制限をある程度行うことと、収穫後の調査の組み合わせで、2段階で安全を確保しようということでございます。

基本は、やはり23年産米の調査結果が基でございます。新基準値を超える可能性の高いところについては、万全の措置を取ろうということで、年末から地元の市町村などと話し合いを行ってきて、4月の頭に政府の指示として、ここの①、②といったようなことを決めさせていただいております。

1つは、作付制限が①です。警戒区域とか、計画的避難区域、これは避難していて作付のできないところに加えて、23年産で500ベクレルを超えるような値が見られたところについては、残念ですが、作付制限とさせていただいております。

更に、23年産で100から500ベクレルの値が一定程度見られたところについては、こういったところも、ある程度やはり100ベクレルを超えるリスクがあるということなので、事前に出荷制限をかけさせていただいた上で、農地の除染ですとか、カリ肥料などを使った吸収抑制対策を行い、更に地域の米は全て管理、調査するということを条件に作付をしていただくというふうな万全の措置を取って作付をしていただくこととなっています。

最後に、それ以外の地域についても、一番下にありますがけれども、調査によって安全性を確保ということなので、23年産の調査結果を見ながら、高い値の出るようなところについては、綿密に行うという方針で調査を進めることとしてございます。

(PP)

ちょっとわかりにくい地図ですけれども、これが、今の指示を具体的に地図に落としたものです。

黒く、太く塗ってあるのは、23年産の作付制限の区域です。黄色のところが作付制限区域で、500ベクレル出たところについて、作付制限となっています。

薄いところは、事前の出荷制限をかけた上で、万全の対策を取って、更には全量の検査、管理などを行うことで作付をしていただくということで進めているところでございます。

今、24年作に向けて、皆さん、一生懸命いろんな取組みをやっていただいているという状況でございます。

(PP)

次に畜産物でございます。後ほど、今日は酪農に関しては、農家の方がおいでですので、御説明いただけたと思います。原乳については、事故直後は超えたものはございました。ですが、去年の4月以降は、全て50ベクレル以下というのが原乳、すなわち牛乳に関する状況でございます。

更に、牛肉については、昨年事故時にほ場にあった稲わら、高濃度に放射性セシウムで汚染された稲わらを使って、500ベクレルを超えるといった事態がございました。そのため、少し牛肉に関しては超えているものがございます。

その後、しかし、全戸・全頭の検査などを進めて、今は万全な管理をして牛肉については出荷するという体制を整えているということでございます。検体数を見ていただくと、牛肉に関しては9万点といったような数字が見られているのは、そういったことでございます。

(PP)

豚、鶏、卵でございます。これは、基本的には、輸入飼料への依存度が高いということもございまして、大部分は100ベクレル以下という形になってございます。

(PP)

畜産の取組みです。基本的には、やはり餌の管理がポイントになります。ですから、新基準値に対応した市場管理の徹底、更には検査で対応するということで、安全性の確保を図っております。

(PP)

餌のポイントということになります。まずは、食品の新基準値が、今度100ベクレル、牛乳で50ベクレルといったような値になりますので、そういうものが超えないように、餌の基準に関しても見直しをしております。

従来、例えば、餌で300ベクレルだったものが、100ベクレルといったような形で厳しくなっているということでございます。

こういう中で、下のところ、対応としては、新基準値以下の餌に切り替えてもらうということで、農家の方に対応をお願いしているということでございます。

もう一つは、やはり新しく 100 ベクレルという基準になりましたので、非常に牧草の生産とかに影響がございします。そういう中で、反転耕なり、そういう除染対策を進めて新基準値をクリアーする、餌の暫定許容値をクリアーできる、餌の生産ができるようにということとございします。

更には、どうしてもなかなか切替えというのが、そのときに餌の確保というのは大変ですから、輸入飼料の確保を始めとした代替飼料確保などについても支援策を行うことで、新基準値の対応を進めていただいているというのが現状でございします。

(PP)

更に検査については、牛肉の全戸検査、これまで4県だったものを更に広げて7県にするだとか、牛乳に関する調査頻度も更に頻度を高めるということで各県にお願いしているという状況でございします。

(PP)

次に、林野の関係。

(PP)

特用林産物、きのこなどの対応です。残念ながら4月に入って、原木のきのこ、しいたけ等で 100 ベクレルを超過するものが出て、出荷制限が行われています。今、これが、検査の結果の現状です。

原木しいたけに関して言えば、ここで示しているように、一定程度検査で超えるものが出てきています。

その一方で、しいたけというのは、すべて原木ではありません。御存じのとおり、菌床しいたけもございします。菌床しいたけの検査結果を見ると、大体しいたけ全体の中で菌床しいたけが8割以上を占めているわけですが、そういう意味では、しいたけ全体で見ると、菌床しいたけの方は、超えているものは少ない現状でございします。

もう一つ林野関係では、自生の山菜だとか、もしくはたけのこだとか、そういったものについて新基準値を超過するものが出てきているというのが現状でございします。

それに対応して、超えたものについては出荷制限の指示が行われているという状況です。

(PP)

こういう中で、しいたけに関して言うと、安全なきのこ原木を確保するというのが、今、最大の課題になっております。きのこの原木も新基準に対応した形で基準値を見直したりしております。

そうした中で、福島産のきのこ原木というのが、きのこ生産では非常に大きなシェアを占めていたということもありますので、新たに、きのこの原木を調達することが必要になってございします。

今、さまざまな県に新しい原木の供給はできないかということをお願いしたり、もしくは、足りないところ、出せるところのマッチングを行ったり、新たにきのこ原木を購入し

なければいけない農家、林家に対しては、購入の支援を行ったりしております。

または、2番目のところにあるように、原木を生産するところでのいろんな施設の整備だとか、原木・ほだ木の除染、きのこの汚染を低減させる栽培技術の普及などを行っているということでございます。

更に、野生の山菜とか、きのこの採取などについても、いろんな形で情報提供をして、今、取り組んでいるところでございます。

(PP)

長くなりました、最後に水産物です。

(PP)

水産物の検査結果を最初に申し上げます。残念ながら 100 ベクレルを超えている値が見られています。青いところは福島県で、100 ベクレルを超える値が多く検出されていますが、今、福島県は操業自粛ということで、操業を控えていただいている状況でございます。

(PP)

そういう中で、調査を、今度、新基準値を迎えるに当たってどうするかということです。過去に 50 ベクレルを超えることのある魚種について、さまざまな魚種をグループに分けて検査するということをしております。

更には、魚は、やはり移動しますので、近隣県の調査結果を参考にする。例えば、福島で出ているものは、周辺県でも調査をするといったようなことをやっているということでございます。

考え方としては、内水面魚種については、県域をそれぞれ分けて、検体を採取する。

沿岸の魚種については、漁期などを考慮しながら、県の沖の海域を区域に分けて、主要の水揚げ港で検体採取している。

その際、それぞれ魚としては表層の魚、もしくは底魚、それぞれで汚染の状況は違いますので、そういうものを考慮しながら調査を行っているところでございます。

更には、回遊性の魚種については、回遊の状況を考慮して検体の採取を行っているということでございます。

(PP)

最後に、出荷制限に加えて、水産物については、さまざまな自主規制を行われているということを御紹介いたします。

最初に申し上げたとおり、福島県の県の沖合いでは、操業自粛がされているということです。更には、宮城県、茨城県、それぞれでも 100 ベクレルを超えるおそれがあるところについては、自主的に操業自粛がされております。

以上でございます。また、御質問等ございましたら、パネルディスカッションの中でお答えしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○司会（金田企画官） それでは、ここで約 10 分間強の休憩をとりたいと思います。3 時 10 分に再開いたしますので、それまでに席にお戻りください。では、休憩時間といたします。

（休 憩）

○司会（金田企画官） それでは、皆様、席にお戻りください。少し早いですが、皆様、おおむね席にお戻りのようですので、再開いたします。

それでは、これから、東京医療保健大学の日比野守男先生をコーディネーターに迎え、消費者代表と生産者代表の皆様を交え、先ほど講演いたしました 3 名の講演者とともにパネルディスカッションを開始いたします。

それでは、日比野先生、お願いいたします。

○日比野氏 紹介いただきました日比野です。私は、ずっと東京新聞の論説委員をやってきました、まだ、籍は辛うじて残っていますが、昨年 4 月から大学の教員が本業になっております。

食品で最近ですと、我が国最初の BSE 牛の発生以来、その後の食品安全委員会の発足、食品安全委員会での BSE 問題の審議、そういうものをずっと取材してきた関係もありまして、今回、食品安全委員会の方から依頼がありまして、コーディネーターを引き受けさせていただきました。

つたない司会になるかもわかりませんが、よろしくお願いします。

それでは、今、行政側の三方からいろいろ説明がありましたが、これから消費者団体、それと生産者の方々が今回の新たな基準値の問題についてどのようにお考えになっているか、それについて御意見を述べていただきたいと思います。

最初は、コープとうきょうの河野さんからお願いしたいと思います。

○河野氏 御案内いただいたところで、日本生協連理事となっておりますが、今日は、生活協同組合コープとうきょうの理事として、少しお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。かけさせてもらいます。10 分程度時間をいただいておりますので、お話をしていきたいと思っております。

（PP）

画面にありますように、震災後の消費者がどのように商品を買うときに動向があったかなということを、少し事業部から数字をもらってスライドにしてみました。「震災後の消費動向とリスクコミュニケーション」ということでお話をしていきたいと思っています。

（PP）

短い時間ではありますが、一定の商品についてどんな変化があったかということ。私ども、コープネット事業連合に所属しておりますので、そこからの数字ということになります。

それと、若干ですが、組合員の声がどんなふうに寄せられているかということ、主にその 2 点についてお話をしたいと思っています。

(PP)

お読み取りいただければと思いますが、お手元にプリントしたものをお配りいただいています。コープとうきょうの概要のところを読んでみてください。

組合員が 128 万人おります。事業連合に所属しておりまして、事業は、その事業連合の中でやっておりますが、8 生協が入っている、そこでの声と読み取っていただければと思います。主に北関東、被災地も入っているということになります。

(PP)

主な食品の利用変化ということで野菜です。これは、昨年 4 月から 12 月までのところで、桃、梨、ほしいも、ほうれん草、生しいたけ、なめこというところで、どれくらい変化があったかという数字です。

前年を 100 としますと、桃の場合は 83%、一番低くなってきてしまったのがほうれん草のところでした。前年比です。

(PP)

いちごはちょっと極端ではありますが、これは、12 月の数字です。クリスマスシーズンということもありますが、栃木県のとちおとめが前年比 53%、半数くらいに下がってしまいました。

一方で、九州のあまおうが 122%の利用があったというところで、ただ、このとちおとめのところは、定期的に放射能検査もしておりますし、一度も基準を超えた数値は出ておりませんが、やはり西の方、南の方という動きはあるということになっております。ただ、いちごというのは、品種の好みもありますから、そういう点でも、クリスマスということで、あまおうの方に人気があったということもあるので、このことがすべてというふうにお読み取りいただきたくないと思います。

(PP)

牛乳です。今、牛乳の生産者の方に、これは、いつの数字ですかと、今、座っているところでも聞かれたんですけども、これは、比較ができるようにということで、10 月で比べています。2010 年の 10 月と 2011 年の 10 月、同じ時期の牛乳の利用の変化です。

コープは、かなり多品種の牛乳を取り扱っておりまして、その中でコープ牛乳と定着したものがあつたんですけども、茨城県産のコープ牛乳が震災前と比べると、89.1%の利用に少し下がっている。

栃木県的那須山麓牛乳は人気の牛乳ですけども、この時期ですと 58.2%でした。

北海道十勝牛乳のところは、品薄になるほど、257%の利用に集中したということが見られました。

これは、10 月ですので、また、今の数字を持ってきておりませんが、そのときのいうふうに見ていただければと思います。

(PP)

水です。先ほどコープネット事業連合、北関東入っていますので、北の方の生協は、お

水がおいしいものですから、ほとんど水なんていうのは利用しない。多くが首都圏、東京の組合員メンバーの水の利用が多いんですけども、これで見ますと、震災直後の水の利用は 408%でした。こんなにも、首都圏の消費者というか、組合員メンバーは、お水を控えて、なるべく被災地の方に送ろうということもしてきましたけれども、実際の数字は、このように利用がぐんと上がっています。

(PP)

その 4 点をまとめますと、野菜に関して言えば、西の産地の要望、それから、例えばどこどこの野菜と大まかに書いてありますと、それは、どこの産地の野菜かという問い合わせも多くあり、その後、どこの野菜というふうに明記もするようになってきました。

水に関して言えば、若干世代層によって、好みというか、志向も違うんですが、ファミリー層は、やはりそうはいっても低価格志向があります。シニア層のところでは、トップブランドの志向があるということですが、関西や北海道の水が求められていました。

牛乳は、関東製造の牛乳が敬遠されました。本当に生産者の方に申し訳ないところもありますけれども、子育て層を中心に北海道産の牛乳はないかというような問い合わせが多くあったということです。

ただ、申し上げておきたいのは、ここにもありますように、放射能検査では、検出限界値以上の数値は一度も出ていません。

(PP)

寄せられる声を大まかに分けてみますと、若い世代、子どもがいるファミリー世代の方は、福島より離れた産地や工場のもを購入したいんだというような声が寄せられています。

不安な産地の商品は扱わないでほしいというような率直な声もありました。

一方で、大人層といたしますか、シニア層のところでは、是非、被災地の商品を購入したいので、福島産、茨城県産を積極的に扱ってほしいという両方の声があります。

生協としても、どちらの声も受けとめながら商品を配置しているというのが、震災以降の状況のようです。

(PP)

すべて説明をする時間をいただいていないので、参考までにということですが、これは、日本生協連が節電とエネルギーに関するアンケートを 7 月に取りました。

(PP)

そこで、参考までに、産地は全く気にしていないと。東京電力福島第一原発事故以降、食料品を買うときに、産地を気にするようになったかという問いです。その問いに対しては、全く気にしていないという人は 8.1%で、その他多くの方が産地を気にするようになったというようなアンケートデータになりました。

(PP)

実際の買い物をする行動にどのような変化があったかというところでは、このように放

射能汚染の問題が心配なため、特定の産地のものは買わないようにしているが 42.3%、産地については意識しているが、実際は余り気にせず買い物をしているという声も一方ではあります。

(PP)

ここの数字でちょっと見られますのは、お子さんが小さい 1 歳未満のところ、小さくて見えにくいので、お手元のをを見ていただければと思いますが、被災地を応援したいので、特定の産地のものを買うようにしているというのは、ずっと下がりまして、子どもが大きくなっている世代ですね。その方々が、そういう気持ちの声が多く寄せられている。

逆に特定の産地のものは心配だから買えないというところ、1 歳未満のところでは 51.3% あります。

こうして数字を見ていきますと、どうもお子さんが小さいところの心配の解消をしていかなければならないのではないかと考えております。

(PP)

リスクコミュニケーション、先ほど来、行政からのお話にもありましたけれども、どういうリスクがあって、どういう取り組みをしていけば、心配がないのかということの機会は多くつくっていく必要があるかと考えております。

コープネットの中では、産地の理解の上で、放射能自主検査を行っています。検査結果は、店舗ですとか、宅配の、その都度、毎週数値を組合員メンバーに明らかにしてきています。

その数値をお知らせすること、検査の結果をお知らせすることで、利用の安心につなげたいということを目指しています。

基準値が変わるということで、その少し前から高い機械ではありましたが、ゲルマニウム半導体検出器という精密検査ができる機械も導入いたしまして、スクリーニングと合わせて、幾つかの検査方法で自主検査も行っています。

(PP)

また、検査の結果をお知らせすると同時に、産地の状況も伝えながら風評被害を何とか減らせないかという取り組みに力を入れてやっています。商品の利用をすることが被災地支援になるんだということ、ただ、心配な人には選べるんだということで商品配置もし、情報もお伝えしているというのが、今の状況です。

生活協同組合は、組合員の生協ですから、組合員メンバーがさまざまな活動をしています。昨年も自分たちの関心から多くの学習会を開催しました。

ただ、その学習会の中身によっては、怖さだけを伝えてしまったのではないかなというような反省もありました。偏らない知識、それから、自分の生活が安心なんだと思えるような、無理にということではなくて、きちんと学習の中で判断できる情報提供などをしていかなければいけないかなと考えています。組合員の理事の中では、福島や宮城や岩手にも伺って、実際の被災地を見て、生産者の方とお話をして、そういう中で得たことも組合員

に伝えてきています。

これからのところは、こういうリスクコミュニケーション、今日、東京会場は非常に早く締め切られたと伺っております。来たいといった方がなかなか申し込めなかった状況もあって、本当にリスクが心配な人たちのためのリスクコミュニケーションの場をもっとつくっていかねばいけないかなと、行政が開催するばかりではありませんので、生協の活動の中でもリスクコミュニケーションの場を多くつくっていきたいと思っております。

今年は、そんな計画も盛り込みながら学習を重ねていきたいと思っております。

雑駁ですが、私の報告は、以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。福島事故の後、消費者の選択が確実に、変わってしまったということですね。

消費者から今のように思われていますが、当の生産者の方からは、どのように見えるのかをお伺いしたいと思います。最初に福島県で米や野菜をつくられている鈴木さんにお話をお願いします。

○鈴木氏 御紹介いただきました、福島県の郡山市からまいりました、鈴木光一と申します。座ったままで失礼します。

私は、先ほど言いました原発の、いわゆる福島第一発電所から大体 60km のところで農業を営んでおります。つくっているのは、野菜と米を中心に、プラス野菜の苗なんかの生産を行っています。

今までずっと農業を始めて、もう 27 年くらいになるんですけども、ずっとやってきたことが、野菜、米の直売なんです。自分でつくったものを、自分で直接消費者に販売しようというようなことでずっとやってまいりました。

ずっと取り組んできた中の 1 つには、何とかおいしいものを、できるだけ地元のお客様に買っていただくということで、郡山市の、いわゆるブランド野菜づくりというようなものを若い後継者の仲間と一緒にずっとやってまいりました。ここ 10 年くらいの間に、目標としては、毎年 1 品ずつ新しい郡山のブランド野菜をつくらうということで、みんなと協力して郡山の地に合った、そして地元の皆さん、地域の皆さんに喜んでいただけるおいしいものをつくらうということでやってまいりまして、今までつくってきたものの中には、ニンジン、御前人参ゴゼンニンジンという名前なんです、これは非常に糖度が高くて、甘くて好評なニンジンですとか、キャベツ、これも冬場、寒さに当てるととても甘くなる冬のキャベツなんです、これは 12 度くらいの糖度になるようなとても甘いキャベツですとか、夏場ですと枝豆、グリーンスイートという名前で売っているんですけど、そういったものを仲間と一緒にずっとつくってまいりました。

そういう中で、昨年 3 月 11 日の、いわゆる震災、そして原発事故があったわけなんですけれども、その中で、最初に大変だったのは、先ほどの話にもありましたが、いわゆる放射性物質が降ってきたことによる被害、出荷制限の作物がたくさんできました。ほうれん草ですとか、キャベツ、小松菜、直売なので、いろんなものを少量多品目でつくって

いまして、大体 100 種類から 200 種類くらいの野菜をつくっているんですが、ほとんどのものが、そういった制限がかかってしまったということで、被害が大変ありました。

その後、そういった出荷制限のものは、徐々に解けてきて、検査をする中で、いわゆる大丈夫にはなってきたんですけれども、次に、やはり大変だったのは風評被害の方ですね。やはり先ほどから話があったとおり、同じものが並んでいるのであれば、福島産は避けようという消費者が非常に多かった。それは、ほかの都府県だけではなくて、福島県内でもそういう傾向はあったわけなんです、そういった意味での販売額が非常に低下してしまったということが大変なことでした。

ただ、福島県の場合は、検査体制もかなり充実してきておりまして、当初は、なかなか検査してもらうこと自体が難しかったんですが、ここ 1 年の間には、物すごい数の検査機器も導入されまして、今では、ほぼ全品検査していただけるようになりまして、それに関して、先ほどの農水省さんからの話もあったとおり、うちでつくっている米、野菜については、検出されるものは全くございまして、全部検出限界値以下ということではあるんですが、ただ、福島県全体で見れば、そういった影響を受けているところもあって、まだまだ大変だなというところは、勿論ございます。

結局、風評被害というのは何かと、やはりそういう数値の中での安全性というのは確保されているんですけれども、結果的に消費者の皆さんが、安全だけではなくて、安心しないと商品というのは買わないもので、その安心のところまでいっていないというのが、一番の問題点なのかなと日々感じております。

当然、安心を生むためには、物すごい努力が必要です、このような会を数多く設けてもらって、まず、情報として我々が農産物の安全性というのを提示しながら、消費者の皆さんが安心して買えるような情報提供、それをきちんとこれから出していかないといけないのかなと思っています。

今、現場の農業者の中で、一番問題と考えていることは、風評被害が 1 つなんですけれども、もう一つは、原発自体が今後どんなふうになっていくのか、まだ、完全に収束したわけではございません。それに対する不安というのは物すごくあります。

結局、それがあつて、これからの福島県の農業、自然も含めた、環境も含めた農業というのがどうなっていくか、これが本当に不安です。

うちは、息子もいるんですけれども、今後、自分のところの農場を息子につないでいけるのかどうか、地域の皆さん、やはり後継者に対する問題、そういったことも非常に気にされておりますし、その辺をどうしていくかというのが、今、現場の中では、一番大きな問題の 1 つになっていると思っています。

我々もただ、そういう状況の中でどうしたらいいかと言っているだけではしょうがないと思っております、仲間とともに、やはり次に進むステップを考えていかなければいけないと思っております、とりあえず、先ほど言ったような、まず、きちんとした検査を確実にやっていって、安全性を確保していくということと、あと、福島県の農産物は、ど

うしても放射性物質の数値というところで、数値化ということが求められていますので、せっかくそういう数値化ということであれば、放射性物質だけではなくて、おいしさとか、栄養価とか、そういったところについても全部数値化していこうと、地域にあります、そういう関係の機関なんかをお願いしまして、例えばおいしさの数値化、それから栄養価の数値化、結局は、放射性物質、次の段階で我々が考えることは、放射性物質は入ったら、それを出す力をやはり人間身に付けていくことが一番重要なと考えていまして、いわゆる免疫力というんですか、そういったものを高めていくと。そのためには、やはり安全な、新鮮な野菜ということになってくると、やはり地元の野菜というの、また違う意味で見直してもらえるかなと思っていますので、その辺の数値化をきちんとしていく、そして、情報を提供していく、そういうことによって少しでも前に進めるように、そして、多くの皆さんに理解いただけるようにしていただければと、今、活動をしているところです。

今後とも、福島県頑張りますので、皆さんも是非注目をしていただきたいと思いますと思っています。

どうもありがとうございました。

○日比野氏 非常に努力され、真剣に取り組んでおられる様子がよく伝わってきています。ありがとうございました。

次は、栃木県で酪農家をされている坂主さんに、お願いします。

○坂主氏 初めまして、栃木県の大田原というところで酪農をやっております坂主でございます。

実は、牛乳に関しては、広い意味で公共性のある品物だと思っています。ですから、私も酪農とちぎという組織の代表をしておりますので、そういった観点から皆さんにお願いをしたいと。

実は、来るときは、このお願いは考えてもいなかったんですが、先ほどコープ生協の方のお話の中から考えますと、やはり牛乳についての PR もしないといけないのかなと、急遽思いまして、今日は、その話をしたいと思っています。

実は、3月11日の震災、とんでもない話でございます。私ども酪農の組織は、栃木県の中でわずか1,000戸に満たない酪農家でございますが、しかし、牛乳に関しては、毎日900トンの牛乳を東京を中心に運んでいます。ですから、皆さんに対してとんでもない責任を負っていると思っています。

ですから、事故以来、牧草の汚染、懸念されていまして。本当に心配のとおり、栃木県の牧草は、3月13日の大爆発で、我々のところに風とともに雨が降りまして、ほとんどの酪農地帯の牧草が汚染されたということで、今でも大きな固まりがほ場に放置されております。この光景を見たら、皆さんも本当にびっくりすると思います。3,000町歩の牧草の草が全然牛にあげられず、いまだに放置されているという状況です。

これは、今も農水省の方にお話をしたんですが、よもや、だれか間違って牛に食わせてしまうんじゃないかという心配を持っていました。

しかし、見事なもので、1,000 人余りの人たちは、1 つもその牧草に手を付けない、これは何かというと、生産に対するモラルの高さだと思うんです。私も考えていなかったような被災ですね。福島の方、たくさんの被災を受けております。栃木も遅ればせながら被災県として、やはり認定してもらわなければいけないのかなという思いを、今、感じております。

そんなことで、それ以来、1 本も、1 つも放射能に汚染されたのを食べさせないということで、牧草から牛乳に移行するセシウム、これがずっとゼロを続けております。残念ながら、10 月の統計では、栃木の牛乳は、相当なダメージを受けています、これはやむを得ないのかなと、消費者にしてみたら、私も消費の立場になったらやむを得ないのかなと。

しかし、現実には、牛乳は、まず、安心していただきたいのは、ゼロベースです。ND です。それは、なぜかということ、汚染されたものは1 つも食べていない。そのことは、まず、皆さんに御理解をいただきたいと、これが、私の切なる願いだし、今日、急にここで思い立った話でございます。皆さんの、恐らく今日は、消費者よりも加工の方々が多かったりするということを聞いております。ですから、加工についても安心して加工していただきたい。そして、また、消費者にも関東あるいは栃木の牛乳については安心なんだというアピールをしていただければありがたいと思っております。

まずは、もう1 年を経過して、消費者の方の反省点もありまして、やはり最終的には皆さんの御理解、そうだな、これでいいんだよなという御理解がないといけないし、学習会もしてもらえし、偏らない知識と判断で行動するということも言っていられします。ですから、私どもは、それにすがって是非とも努力を見ていただきたいと思っております。

また、今年の牧草に関しても、やはり懸念をしております。3,000 町歩の牧草畑がありますが、その牧草が3 分の1 の線量になってしまったということですね。牧草から由来するセシウムが100 を超えてはだめだということになりました。本当にこれについても懸念をしております。今年も引き続き、本当に予断を許さない状況にあります。私どもも頑張ってますので、牛乳に関しては、私どもの牧場から出た牛乳に関してはセシウムは一切含まれておりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。汚染されていない牧草を食べさせて牛乳を生産していても、それが理解してもらえないという、いらだちや苦悩が非常によくわかります。その溝をどのように埋めていくかということの後で議論したいと思ひます。

先ほどの行政の3 人の方からの説明について、いろいろお聞きしたいこともあると思ひますが、その前に3 人の説明を簡単に要約しておきたいと思ひます。その方が後の議論がしやすいと思ひます。

最初に、生涯の累積被ばく線量がおおよそ100 ミリシーベルト以上だと健康への影響の可能性もあるかもしれないけれども、100 ミリシーベルト未満では放射線以外のいろんな影

響等と明確に区別がつかないということ、これが、今、世界で大体認められていることですね。少し前までは、100 ミリシーベルト未満はわからないという言い方がされ、わからないから大変なことが起きるのではないかと誤解されていました。それは、ほかの要因と区別が付かないという意味であることを最近の行政は、割とはっきり言うようになってきました。一歩前進かなと思います。

それから、食品から、年間 0.4 ミリシーベルト程度の放射性物質を普通の人は摂取し続けていると。今日は述べられなかったんだけど、人体の中に、成人男性で大体常時 7,000 から 8,000 ベクレルくらいの放射能があることが分かっていますね。それを考えれば、0.4 ミリシーベルト程度の放射性物質の摂取というのは、余り大したことはないと思います。

さらに、暫定規制値の段階でも 1 年間に摂取した日本人の平均の放射線量が大体 0.02 ミリシーベルト程度だという思った以上に低い段階で止まっているということですね。

福島原発の爆発事故で放射能が放出されましたけれども、その後、海を除いたら、大気中には余り出ていないし、それも徐々に下がってきている、それを裏付けていると思います。

そうは言っても、幼いお子さんを持っている方を中心にいろいろ安心できないという方もやはりお見えになるので、この 4 月から規制値が年間 5 ミリシーベルトから 1 ミリシーベルトに 5 分の 1 に引き下げられたわけですね。

一方、生産現場において、散発的に暫定規制値を超えている野菜等が出ていて、それを減らすために、カリ肥料を大量にまいてセシウムの摂取を少なくする等、色々な努力をされているということもわかりました。

今、新たな放射能は、福島原発からは出ていないわけですから、今後、今のままでいけば放射能レベルは更に下がっていくでしょう。それでも、かなり漠然としたところもありますけれども、どうしても不安を抱く人はいる。それをこれからどうしたらいいのかが問題になります。生産農家は一方で減らそうと頑張っておられる。他方、消費者の方は、まだ、東北の野菜や牛乳等を避けようとしている、そんな溝を少しでも埋められたらいいと思います。

それで、ざっと行政の説明をまとめましたが、3 人の消費者と生産者の方に何か疑問とか、追加的にここで聞いておきたいという点がございましたら、よろしく願います。

○鈴木氏 先ほどのお話を聞いていて思ったことは、私の場合は、まさしく先ほど説明していただいたことが、本当に全国の消費者の皆さんに正確に伝われば、ほとんど問題ないのかなということをすごく感じました。

特に放射能に関しては、そういうものが今までなかったわけで、それに対して、放射能が怖いという、そういうイメージが先に消費者に、これは、マスコミさんなんかも含めてのことだと思うんですが、出ているものですから、やはりそういったものに対する恐怖感

というものが、皆さん先に立ってしまっていて、それが先に優先しているものですから、なかなか実態というものをわかっていただけない。

例えば、先ほどありましたように、放射性物質は体内の中にもありますよと、通常生活している中にもありますよということは置いておいて、いわゆるセシウムが怖い、放射能が怖いということだけが先に走ってしまっていることは、今、風評被害というところだろうと、一番問題になっているのかなと感じていますので、こういったことをもっともっと機会をつくっていただいて、正しい情報を、まず、消費者の皆さんにしっかりと認識していただいた中で、我々が正しいデータを出していくということが、これから必要なのかなと感じております。

○日比野氏 どうぞ。

○河野氏 私は、国であれ、民間であれ、やはり検査はしっかり、今、お話にもあったように、やれるならやっていく、その情報が共有されるということが非常に重要だと思います。不安な消費者は、私は責められないと思っていて、やはりその不安をどう解消していくかというところにしていかなないと、それは、なかなか本当に子どもを育てている若い方々の不安を解消してあげなければいけないんだと思います。

そのために、2つあるんですけれども、1つ、先ほどの説明で、都県行政が実務の責任を担っていかれるというお話を、もう既にホームページにもアップされていると伺ったんですけれども、実際に基準値が5分の1になったら、検査そのものの時間も人もお金も大変だと思うんです。柔軟な都県行政というお話がありましたけれども、そこは本当に大丈夫ですかと、疑うんではないですけれども、その検査の体制は本当に担保されているのかということをもう少し伺いたいのが1点。

もう一つは、基準値が下がったことによって、また、基準を超える生産物も出ると思います。その生産物が出たときの報道のされ方というか、お知らせの仕方なんですけれども、例えば放射能ではなくて、今までいうと、残留農薬だったりしますと、残留農薬基準の2倍の数値が出た生産物がありましたということが報道されて、直ちに人体に影響はありませんと、決して間違っていない報道が流れるんですけれども、それを聞いて正しい情報ではあるけれども、安心できる情報なのかということを考えたいと思うんです。それだけでは、やはり安心ができないので、どう安心なのかということを加えていただかないと、2倍になったんだというところだけが、消費者というか、聞いている人たちは受けとめてしまうので、これからの基準値のところも、どんな報道がされるのかというところを更に伺えればと思います。

○日比野氏 坂主さんは、よろしいですか。

○坂主氏 私の方の食べ物、牛乳を絞っておりますが、本当に消費者がいなければ、ただの白い水なんですね。本当に、今、河野さんも話をしましたように、安全で安心なものをつくっているわけなんです、そのものを是非とも消費者に理解をしていただくと、数値だと言っておりますが、当然、数値の方も毎月検査をしております。ですから、そういう

ものは、まず、商品をつくっているという認識を我々は持っております。昔の農家とか、今の農家とは違いがなくて、やはり商品というのは、自分らがつくったときから、本当に責任を持った商品でないといけないという認識を持っています。

ですから、先ほども話したように、あれだけの牧草を畑に積んでおいて、1つも食わせなかったというプライドですね、認識の深さ、これは是非とも理解していただきたいと思っています。

○日比野氏 ありがとうございます。今の3人の方の質問に対して、行政側で答えをお願いします。

○吉岡企画情報課長 鈴木さんの方から、まず、情報が正しく伝わっていくことが大事だというお話がございまして、3人の方からは、風評被害の問題が大変なんだという御指摘でございました。

これに対して、私ども本当にやれることは、先ほどもるる御説明しましたけれども、しっかりと、今、新しい基準値をスタートさせたところでございまして、それを超えるものは流通させない。また、毎日の検査結果は、すべて基準値を超えなかったものも含めてオープンにしていくということを日々繰り返ししっかりとやっていく。そして、実際に食品からの被ばく量というのは、こんなに少ないんだと、限定的なんだということも伝えていくということを繰り返し、丁寧にやっていくことなんでしょうと思っています。

この基準値の問題は、今年度の政府の重点広報の1つに選定されたところでありまして、これからさまざまな政府広報を行っていきたいと考えております。新聞であったり、雑誌であったり、いろんな媒体を使って行います。

それから、こういう説明会も2月、3月は全国7か所でやりましたけれども、今年度も今日を皮切りに全国十数か所でやっていきたいということで計画をさせていただいております。

そういうことで、生産者の方々の立場、消費者の方々の立場を踏まえながら、我々はしっかりと情報提供をしていきたいと思っております。

それから、河野さんからは、新しい基準値の下で、検査は本当にちゃんとできているんだろうか、大丈夫なんだろうかという御指摘がありました。

私ども、各自治体の検査を支援するために、新しい検査計画というものを策定させていただいている。これを基に、各都道府県などで、具体的な検査計画を策定して、実際の検査に当たられているということでもあります。

年度末の段階で、大体1日で、全国で1,000件ほどの検査が行われておりました。4月に入った段階では、年度が切り替わったということもあり、若干低調な状況はありましたけれども、数日前ですと、1日で1,200件ほどの検査が行われているという状況になりましたので、ほぼ順調に行っているんだろうと思います。各自治体からは検査ができないといった声は、我々は聞いていませんし、いずれにしても、我々、各自治体の検査をしっかり支援していくということを、これからも引き続きやっていきたいと思っております。検

査機器についても補助制度というものをつくりましたし、それから、万が一、十分な検査が今日はできないんだという状況があれば、国の検疫所とか国の機関で代わりに検査をするという体制もつくっていますので、こうしたさまざまな面から自治体の支援をやりたいと思っています。

それから、基準値を超えるものが出たときの対応はどうするのかというお話でございました。これは、基準値を超えるものが出ようが、出まいがすべて検査結果は公表させていただいておりますし、基準値を超えたものについて、当然ながら、具体的な情報を提供しますし、それが地域的な広がりが出てくれば出荷制限という措置を講じさせていただいております。そういうことも、できるだけわかりやすくお伝えをさせていただくということに尽きるのではなかろうかと思っています。

私からは、以上です。

○日比野氏 安岡さん、どうぞ。

○安岡生産推進室長 今、厚生労働省の方からお答えがあったことと重なる部分が多いかと思えますけれども、まずは、とにかく風評被害を減らすためには、検査結果などの情報を正確に伝えることだと思います。

今日、お示ししたような結果、例えば野菜に関しては、去年の7月以降は、ほとんど超過は見られていないといったお話でも、必ずしも皆さん御存じではないのが実状ではないでしょうか。

今日のデータをお示しすると、大体どこの会場でも、ああそうだったんだという反応が聞かれます。米等でも、検査結果や基準値超過の頻度等の実態を説明すると、そういうことは知りませんでしたといったお答えが返ってくるのが通常でございます。我々も厚生労働省と一緒にわかりやすく、今の検査の状況だとか、超過の状況だとか、もしくは現場の対応だとかを伝えて、安心して消費していただけるように進めていくとともに、正確な情報発信に努めたいと思っています。

更に、検査についてお話がございました。我々としても、厚生労働省同様、機器整備のほか、いろいろ検査をしていく中で、能力的にできない部分に対するフォローとして、国において民間分析機関を活用した検査の受託等も行っておりますので、そういう形で検査に関してもフォローしていきたいと思っています。

○日比野氏 熊谷さん、何か御意見ございましたら。

○熊谷食品安全委員長代理 今しがたの問題につきましては、特段意見はないんですけれども、先ほどの調査の結果の発表で思いましたのは、実際の買い物をする行動にどのような変化があったかというところで、被災地を支援したいという方が、メジャーではないにしても、これだけおられるというのは、大変うれしく思いました。まず、情報をゲットしたいというところも、つまり、個々の消費者が情報をどれだけ入れるかという、そここのところの意思も、この被災地を支援したいというところがあればこそその話でして、せっかく情報が、かなりたくさん公表されているのに、それはほとんど見ないという消費者も中に

はおられるんだと思うんですね。ですので、そのモチベーションというのは、意外と自分が考えていたよりも、支援したいという方々が多いので、それは大変うれしく思いまして、今後ともそういう方々が増えるということを期待したいと思います。

○日比野氏 ありがとうございます。コープとうきょうさんは、今、熊谷さんがおっしゃった、被災地を支援したい人が、これだけいるということをもっと積極的に言ってもいいのではないかと思います。

それと、ちょっと私の方から河野さんに質問します。この調査は、去年の7月ですね。今でもこれだけ買い控えているのか、あるいは段々この割合が変化しているのか、推測でもいいのですが、どうなんでしょうか。

○河野氏 この調査は、ものによりますけれども、牛乳は先ほど申し上げたように、比較ができるために10月にしました。野菜等は、震災直後の4月から12月までで取っておりますので、ならしてしまっていますので、12月はどうだったかということにはならないんですが、大方、年を超える辺りまでということで調査しました。

ただ、3月末くらいのところで見ますと、放射能関連の問い合わせは、1週間に50から100件まだあります。応援したいという声も、勿論、まだありますけれども、細かいところでいいますと、スモークした商品の、そのスモークした木はどこ産地かというような、気にされる方はそういう質問もあると、ですから、非常に声の幅がある中で、どういうふうに商品を取り扱っていくかというのもコープの悩みではありますけれども、ひたすら産地情報をお伝えして理解を広げていくというところに力を入れているということです。

○日比野氏 ありがとうございます。コーディネーターが意見を言っただけとはいけないのですが、放射能に関するリスクミで、消費者がわかりにくい理由の1つは、シーベルトとベクレルの2つの単位が混在して出てくるとは思いませんか。2つの単位の関係を理解できる人というのは、相当少ないのではないのでしょうか。シーベルトはミリ単位あるいはマイクロシーベルト単位、他方、ベクレルは、何百とか、ときには何千とかという単位で示される。といっても、もともとベクレルというのは、放射能の崩壊する原子の数をカウントしているから、数字が大きく出るわけですね。

この数字が出ると、大きな数字にびっくり仰天する。だから、どこどこで何ベクレルのものが出たというときに、その生の数字を出すことは必要なんですが、それを、例えば1年間食べたときに何ミリシーベルトの被ばくを受けるのか、その注釈がないから非常に大きく見えてしまうという、そんな感じが私は常日ごろからしています。ベクレル表示とともに、例えば、それを1年食べたら何ミリシーベルト被ばくするのか、そういう注釈を常に付けるということはできないものではないのでしょうか。この点は、行政の方、どうなんでしょうか。

○吉岡企画情報課長 人が食べる食品の量というのは、年齢や男女によって違いますし、一概に何ミリシーベルトで示すのは、なかなか難しいと思います。

ただ、今、日比野さんがおっしゃったように、もっとわかりやすくお伝えしなければい

けないということで、我々ももっと工夫する余地があるんだろうと思いますし、どのようなことが更にできるのかというのは、改めて考えさせていただきたいと思います。

○日比野氏 これは、ちょっと比較の問題ですけれども、成人男性が常に 7,000 とか 8,000 ベクレルの放射能を持っているということと、毎日 80、90 ベクレルの放射性物質を食物から取り入れているということを、常に念頭に置かないと、数字が出てきたときに、非常に大きく見えてしまうんですね。

例えば、今日でもこちらに来るときに、地下鉄の吊り革広告を見ていたら、宮内庁の農場で牛乳から 16 ベクレル検出されたとの見出しがでかでかと載っていました。たった 16 ベクレルだと、私なんかはと思いますが、ほかに比較するものがないと、16 ベクレルも出たのかということになって、また、風評被害が広がってしまうということにもなりかねない。常に比較をして公表することが必要ではないかと私なんかは思います。

どうぞ。

○河野氏 おっしゃるとおりだと思います。プレスリリースはしたんですけれども、日本生協連の取組みで、今、先生がおっしゃったような家庭の食事からの放射線物質の摂取量調査というのを、言い方としては、陰膳調査ということで、毎食の食事を 1 人分多くつくっていただいて、ですから陰膳という言い方になったと思うんですが、それを丸ごと検査するということの取組みを日本生協連が中心になってやりました。

それでいきますと、福島の方々のお食事からもほとんど数値は出ていません。何をどれだけ食べたらどういうふうになるのかという複合的なことが心配ということで、実際にこの取組みは、一般家庭の日々の食事に含まれる放射線物質の量について、組合員の関心も高かったということで、その実態を科学的に調査しようということで取り組まれています。昨年取り組んだ数値は、ホームページにも載せていますので、是非、見ていただければと思うんですが、引き続き、そんなことを今年度もやっていこうという話になっています。

○日比野氏 ありがとうございます。3 人の消費者と生産者の間で、それぞれお聞きしたいこと、あるいは念押ししたいこと、そのような点はございますか、どなたからでもよろしいんですが、河野さん、鈴木さん、坂主さん、どうでしょうか。

○鈴木氏 やはり、先ほどから何度も言っていることなんですけれども、まだまだ数字に対して、あるいは放射能に対しての理解に関する溝というものが、やはり生産者と消費者の中にもありますので、その辺をできるだけ埋めていくために、どうしていったらいいかということ、やはり我々も情報提供ということですか、自分たちが、今、取り組んでいる、先ほど農水省さんの方からも除染というような話がありました。我々も実際、畑の方を深く耕したりだとか、または、カリウムという話がありました。カリ資材ですね、そういったものを投入する。カリの場合だと、土壌によってカリがたくさん入っているところでは過剰になってしまっていて障害が出たりすることがあるので、その辺は土壌診断をしながらということになりますけれども、やっていたりとか、あとは、ゼオライトですとか、モンモリロナイトといったような粘土鉱物を入れることでセシウムを吸着させて、

根っこから吸収させないような努力をしているということは、ずっとやっております。そういったことの中身についても、どんどんわかっただけのように情報を出しながら、少しでもそういった溝を埋めていきたいと思っておりますが、よろしくお願いします。

○日比野氏 どうぞ。

○河野氏 生産者にということでいうと、私ども生活協同組合ですので、もともと生産者と消費をつなげるということが活動の中の重点でもありますので、震災直後からは、被災した産地のお見舞いということをずっとやってきました。是非、立ち直っていただきたいということの募金も集めましたし、実際、利用のところがどうなのかというのは、組合員は128万、コープとうきょうだけでもあります。そうしますと、一般消費者とほとんど変わらないところで、そういう方々の不安のところまで強制して買わなければならないということを強制するわけにはいかない。なので、情報の中で産地の情報をお伝えして、風評にならないことに努める、繰り返しになりますけれども、そこをずっとやっていくことなんではないかと思っています。

ですので、生産者の方というのは、是非頑張っていただきたいということと、正直ということが一番大事だと思うので、検査をきっちりやって、情報を公開し合う、それで共有し合うということが重要ななと思っています。

○日比野氏 ありがとうございます。これも私の意見ですけれども、先ほど河野さんがおっしゃった基準を超えた場合、メディアがどう報道するかとか、あるいは2倍になったときにどう報道するかとか、例えば10ベクレルのものが20になって、それは大変だというべきか、牛乳だったら、50の範囲内に入っているから、新基準値の範囲内だというふうに受け止めるかは、メディアの姿勢によると思います。それによってメディアのレベルを判断し選別していただけたらいいと思います。

それから、今日、参加者の方から、事前に意見とか質問をいただいていて、後で、皆さん方と直接質疑をしますが、今、このパネラーの方を含めて6人の方で、先に答えておきたいという質問がございましたら、おっしゃってください。

無いようですので、次の質疑応答の中で答えていただこうと思います。

今日、ざっと見ますと、関連業界の方が非常に多いですね。事前の意見等を見ましても、団体だとか、会社関係の人が非常に多いです。ですから、放射能の問題というのは、十分におわかりになっているんだろうとは思いますが、それで、これまでの行政側の説明あるいは消費者の立場、生産者からの思い、こういうものを聞いて、何か質問がございましたら、これからお受けしたいと思います。質問のある方、手を挙げてください。

どうぞ。

○質問者 A よろしく申し上げます。先ほどコープとうきょうの方もお話しいただいた陰膳でも言葉が出てきたんですが、ほとんど数値が出ていませんという言葉とか、昨日のNHKのニュースでもシラス漁、数値は出ておりませんという言葉があったんですね。正しい報道というときに、数値が出ておりませんというのは、どういうことなのかというの

がいつも気になっておりますので、私は、食育の会をしておる団体に所属しております、そのたびに、これはどこの食品なのかということはよく聞かれます。今までは、国産のものでないと嫌だというお母様方がたくさんいらしたんですけれども、最近は外国産の方がいいとか、いろんな方がいらっしゃいます。

その中で、シラスを子どもに食べさせたいけれども、数値ほとんど出ていませんという報道の仕方をされてしまうと、やはり食べたいと思っている人たちと情報が違ってしまっているのではないかと考えています。その点、どうですかね、もうちょっと先生がおっしゃったように、ベクレル、シーベルトの違いのように、もう少しわかりやすい報道の仕方というのを事前に行政の方でもうちょっと考えていただけないかなと思うんですが。

○日比野氏 吉岡さん、お願いします。

○吉岡企画情報課長 食品衛生法に基づいてのモニタリング検査を各自治体でやっていて、それを毎日厚生労働省で集約して公表させていただいておりますけれども、そのとき、どういう公表の仕方をするかといいますと、数値が出たものは、その数値を書く。それから、数値が出なかったものについては、それぞれ機器で検出限界値、下限値というものがありますので、その機器の検出下限値というものを書くということで全部公表させていただいております。こうしたやり方が、今の御質問の趣旨にも一番合ったやり方ではないかなと思いますので、引き続き、そうした方法を取っていきたいと思っております。

○日比野氏 私は、そのデータを知らないんですが、検出限界以下というふうにきちんと書かれていますか。

○吉岡企画情報課長 機器の検出下限値を書かせていただいています。

○日比野氏 よろしいですか。

○質問者 A ずっと見させていただいて、地図で見るとというのは、よくわかるなと思っております。やはり理解してもらうには、やはり 20 ベクレルという限界値が出ていても、先生がおっしゃったように、そういうびっくりされるという方がほとんどなので、それが、実はそんなに大きな問題じゃないんだよということをもうちょっと公表していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○吉岡企画情報課長 新しい基準値に照らして、それが超えているのか、超えていないのかということになると思います。単純に 20Bq/kg だから大丈夫ですよという言葉は、簡単に我々は使えるものではないと思いますけれども、まさしく生のデータをそのままお見せしていく、それに合わせて基準値というものはどういうものなのかということをしかりとお伝えしていくということではないかと思っております。

○日比野氏 厚労省の主張はわかります。生のデータを出すということで、情報を隠していないことを示すということは、わかりますけれども、一歩進んでリスクコミュニケーションで、国民にわかってもらうという観点からいうと、もう一歩踏み込んだ話し方、説明の仕方があっても、私はいいと思います。先ほども言いましたが、ベクレルが出てきたときシーベルトへの換算式があるはずだから、それを1つでも2つでも入れた方がわかりや

すいように思いますが、違いますかね。

○吉岡企画情報課長 ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども、ベクレルから、また摂取量等を加味してシーベルトで表示するというのは、そう簡単にできる話ではない。また、シーベルトに換算したから、わかりやすいかという、決してそうではないのだろうと思うんですね。

できることは、先ほどの繰返しになりますけれども、まさしく生のデータを皆さん方にお伝えしていく、それと併せて、この食品からの放射性物質の問題というものが一体どういうことなのかということを正確に併せてお伝えをしていくということしかないのだろうと思っておりますので、よりわかりやすくという点では、いろいろと工夫をさせていただきたいと思います。

○日比野氏 わかりました。河野さん、先ほどの質問に対して、よろしいですか。何か生協のことをおっしゃいましたね。よろしいですか。

○河野氏 申し訳ありません。調査結果の数値のところで、きちんと申し上げればよかったんですけども、検出限界以上の放射性セシウムは検出されなかったということで、是非、ホームページを見ていただければと思うんですが、そういう意味で数値は出なかったということを申し上げました。

○日比野氏 よろしいですか。それでは、ほかに質問のある方、一番後ろのマスクをされている方、どうぞ。

○質問者 B 小売の立場から、行政の方にちょっと質問なんですけれども、一般食品 100 ベクレルというのは、これは食品衛生法上、第 11 条第 1 項ということの規格基準ということになって、小売りの立場からすると、100 ベクレル以上のものを売った場合には、ロットアウトということになるんですね。このロットアウトということについては、売った責任で回収しなければいけないということなんだと思うんですけども、我々の方でも保険に入っていて、故意、過失がなくて、この場合、どこが負担するのかというと、故意、過失がないんだから、保険会社に請求して、では、保険会社が支払ってくれるかということ、保険会社は、放射性物質による事件については付保しないんですね。免責条項の中に入っていて、そうすると、ちょっと私の方も勉強不足かもしれないんですけども、食品衛生法第 11 条の 1 項の話でやることに、行政的に無理があるんじゃないかなというのが、ちょっと素朴な質問なんです。

以上です。

○日比野氏 吉岡さん、お願いします。

○吉岡企画情報課長 ちょっと専門的な話になったかと思うんですけども、今、御指摘がありましたように、放射性物質の基準値というのは、食品衛生法の 11 条 1 項の規格基準ということで、これを決めさせていただいておりますので、その規格基準に適合しない食品というものは販売等してはならないということであります。

それ以外の方法というのは、基本的に見当たりません。例えばフグの毒とか、まさしく

有害物質ということであれば、6条違反ということになりますけれども、こういう一定の線引きをして安全を守るというものは、規格基準で守るということになります。

また、今、御指摘がありました、保険会社との間の契約がどのようになっているか、つぶさに私も承知しておりませんが、規格基準というのは、これまでも放射性物質に限らず、さまざまなものがあつたわけでありますので、恐らくそれと同様の取扱いをすればいいのではなかろうかと思っております。我々ももうちょっと確認をさせていただいて、私どもとしてもできることがあれば、やっていきたいと思っております。

○日比野氏 それでは、ほかの方、どうぞ。

○質問者 C 今日はありがとうございます。日本経済新聞です。2点お願いいたします。

まず、1点、放射性物質は移動するということが、かなり明らかになってきました。これから梅雨の季節を迎えます。国と生産者の方にお伺いしたいんですけれども、移動していく、ある意味イタチごっこになってしまう部分への対策について、今、現時点でやろうと考えられていることについてお伺いしたいというのが1点。

もう一点は、コープの方にお伺いしたいんですけれども、先ほど鈴木さんの方から安全だけではなく、安心でないと売れないというお話があつて、そうだなと思われました。消費者に近い立場として、どこまで生産者がやれば、どこまで生産者が開示をすれば、何を開示すれば安心だと、安心に近づくというふうな実感をお持ちなのか、その2点についてお願いいたします。

○日比野氏 どうぞ。

○安岡生産推進室長 それでは、最初の放射性物質が移動するというお話ですね。特に、我々も水を介して移動したりすることは、言われたりするものですから、関心を持って見ているところです。

例えば、公共用水域の水質調査のほか、農林水産省でも、例えばため池を測ってみたり、水の放射性物質調査をしております。基本的には、公共用水域、環境省が測っているものを見ていますと、比較的低い値が多い状況です。ベクレル数で見ても1kg当たり若しくは1リッター当たりで数ベクレルというのが、たまに見受けられる程度です。

ただ、当然、そういった数値の放射性物質がどういう影響があるのかということもございます。引き続き、いろんな要因が考えられますので、そういう要因がどれだけの影響があるかということも含めて調査をしていきたいと思っております。

いずれにしても、最終的には、食品の検査をしっかりとやっていって、その網の目の中で、そういう影響も含めて食品の放射性物質濃度がどうなっているのかということをしっかり把握していくことが重要だろうと思います。

○日比野氏 河野さん、どうぞ。

○河野氏 大変難しい質問をいただいたと思っております。生産者にどこまでというのは、基本的には、いわゆる検査をきちんとしていただいて、そのことを公開していただくということだと思いますけれども、安心の尺度というのは、一人ひとりの問題だと思っていま

す。

ただ、先ほど来、情報の話が出ていますけれども、偏った情報だけを受け取ると、偏った考え方になるなと思っています。自分が判断できるだけの材料が、どれだけコープの中でも提供できるかと、そういう意味で、被災地を応援したいという人が少なからずいるということは、一定程度の情報が出せているのかなとコープも思いますし、また、生産者にもそういうことを多くの組合員メンバーに提供する立場でもありますから、そういうことを生産者にしっかり検査をしていただくことと、そのことをコープが応援していくということを求めていくというのが、今の段階のところですよ。

答えになっていないかと思うんですけども、そこは努力をしていきたいと思っています。

○日比野氏 ありがとうございます。この種のリスキでは消費者の方が多いのが普通です。ここで消費者の方から何か生産者の方に注文とか要望とか、そういうものがあれば、それをお聞きしたいと思います。消費者の方あるいはそういう立場の方はおられますか。

どうぞ。

○質問者 D 今日はありがとうございます。お話を聞いていて、東電の事故は、まさに人災で、こういう場面が、ここでこういうふうにはやらなければいけないことがとても罪深いなと思って聞いていまして、鈴木さんのお話も、身につまされる思いだったんですけども、生産者の方というよりも、私は、自分が花粉症というところもあって、放射能の影響は、出る人と出ない人が多分いらっしゃると思うんですね。

それで、東電は、原発作業員の方で、白血病なり、何なりで亡くなった方が、この間、2人だけ認めましたけれども、是非、これは厚労省の方をお願いしたいんですが、今後、明らかに放射性物質による人体への影響がわかった場合も情報を開示していただかないと、先ほど来、安心と安全の違いが言われましたけれども、私たちは、安全というのは安心とは全く違って、事実が、そういうところも隠されてしまうと、だから安心できないと思うんですね。チェルノブイリに行った菅谷さんでしたか、松本市長の先生がおっしゃっていたのは、とにかくチェルノブイリでは、物すごい状況が出ていると、でも因果関係が何とわからないからといって、計算上、さっきシーベルトとベクレルもありましたけれども、それで大丈夫だと言われても、でも、目の前に困っている人がいっぱいいて、私の周りにも甲状腺がおかしくなったり、橋本病の方も出てきてしまっていて、結構いるんですね。

でも、医学の中では、セシウムによる心臓の心筋梗塞は発表しないようにとか、そういうお達しも出ているという情報も見たんですけども、そういうことを隠さないで言わないと、生産者の方が安心だと言っても安全ではないということの担保が全然できていないので、その辺をどういうふうに国の方はお考えなのか、1点伺いたい。

あと、食品安全の方に伺いたいのは、セシウムを一気に 1,000 ベクレル取るのよりも、10 ベクレルを毎日取っていった方が、ずっと曲線が上がるという ICRP の 2007 年か何かのパブリケーションは検討されたかどうかを伺いたいんですね。多分、1999 年のを参考に

されていると、やはり、先ほども論文の取り方を、この3つは大丈夫だという論文を採用したという言い方にもちょっと引っかかって、何か結論ありきで論文を選んでいるなど、ケララ州にしても。

○日比野氏 済みません、もう少し短く質問をしてください。

○質問者 D 済みません、なので、その辺をお伺いしたいです。

○吉岡企画情報課長 まず、前段の御質問は、私の方からお答えさせていただきます。食品を扱っている私どもの範疇を超える話ではございましたけれども、原発の従業員の皆さん方の安全については、労働安全衛生法という法律に基づいて規制をさせていただいており、状況に応じて、規制の見直しを行っています。

これから、仮に原発の被害を受けられた方が出たということになれば、当然ながら、それをしっかりと情報公開していくということは、私ども、人の健康、生命を守る厚生労働省として当然のことだと思っております。

それから、福島県の方でも福島県民の健康調査というものを全県民に対して継続的にやっていくということですので、そういうデータについても、当然ながら、福島県の方で、これは基本的にオープンにしていくんだらうと思っております。食の安全に限らず、人の健康、生命に関わる情報、これはしっかりと情報提供していく、それを基本として、我々は行政を進めていきたいと思っております。

○熊谷食品安全委員長代理 3,300 ある公表文献といいますのは、その中には、必ずしも食品を摂取した場合の健康危害に直接関わる論文とは限らないものもたくさん含まれています。

それから、そこから絞り込んでいく過程で、科学的に方法的に、これは、しっかりしているというものを優先的に絞り込んできました。

その過程は、例えば疫学者とか、人体に詳しい医学の方々、勿論、食品についても関連する知識を持っておられる専門の方々、そういう方々で非常に精査して最終段階では同じ論文を複数の方々に目を通していただくと。

一番重要だったのは、被ばく線量が、非常に科学的に、方法的にも妥当な方法でとらえられているという文献、実は、これが非常に少ないんです。

もう一つ重要なことは、そのほかにもあるんですけども、統計的な手法がしっかりしているというものを基準にして選んでいきました。

その選ぶプロセスは、ワーキンググループで議論されておりますので、それは、ホームページから見ていただくことができると思います。

先ほどの2007年というのは、今すぐにその内容が思い出せないんですけども、広島、長崎以外のものも2007年にはたくさんありますので、いずれにしましても、今、申し上げたような絞り込みの結果、あのものに行き当たったということになります。

それから、広島、長崎につきましては、瞬間被ばく線量というのに基づいております。ですので、よく言われますのは、瞬間的に浴びた線量の影響というのは、過大評価される

のではないかと、つまり、例えば 1,000 ミリシーベルトを瞬間に被ばくした場合と、それを 50 年に分けて、トータルの線量は同じでも、それを分けて被ばくした場合には影響は少なくなるのではないかと、確かにそういうデータも十分承知しているんですが、そうではないデータもありまして、ですので、そこのところは私どもは、それから、そういうデータがあることは承知しておりますけれども、最終的には、瞬間被ばく線量を基に評価をいたしました。

以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。予定の時間があと 5 分しか残っていませんので、もう 2、3 人質問を受けて、それで終わりにしたいと思います。今度は、対象を絞りませるので、どなたでも質問のある方、手を挙げてください。

後ろの男の方、どうぞ。

○質問者 E 短く 1 点だけ、ベラルーシとかウクライナの記事を見ますと、日本よりもはるかに緩いので、日本の今回の基準が大変厳しい基準であるというのは評価をしたいと思います。それで、主食であるお米と、それ以外の基準が同じというのはおかしいかと正直に思います。

1 点お聞きしたいのは、実際に 4 月からばんばん基準値超えが出ているキノコ類なんですけれども、ベラルーシとかウクライナでも日本の 10 倍とか 20 倍とか物すごく高い数値の基準になっていて、そうしないと、あそこの人たちは食べるものがなくなってしまう、だから全体の食生活の中で、そういうバランスを取って基準が変わってきたと思うんですけれども、私たちも日本のキノコを食べるためには、今の基準では食べるものがなくなってしまうのではないかとこの心配があります。生産者は、やはりつくれないという心配がある。キノコとかの基準の見直しというのは、今後、どういうふうにお考えなんだろうかというのを、是非、お聞きしたいと思います。お願いします。

○日比野氏 吉岡さん、どうぞ。

○吉岡企画情報課長 まず、一般食品全体を一くくりにした基準値にしていますが、これは、国際的に見ても、基本的にはそういう方法が取られています。

というのは、先ほど申しましたように、人によってどのようなものをたくさん食べるのか、少なく食べるのかというのは、個々人によって違いますので、仮に、今、おっしゃったように米を厳しくしたというときに、では、逆にどれを緩くするのかということにもなるわけで、公平なチョイスはなかなか難しいということがあります。

また、仮に、もう少し細分化をする基準にしたらどうなるかというと、人それぞれ、例えば、魚を多く食べる人、肉を多く食べる人、米を多く食べる人はいますので、それぞれで安全を見るということになりますね。そうしますと、全体としては、かなり厳格過ぎる基準値になってしまわざるを得ないという問題があります。これは、生産者の立場からすると、これは大変な話になっていくということで、我々基本としては、国際的な考え方に沿って、今回の基準値を定めさせていただいたということでもあります。

それから、キノコの生産段階の対策は、また、農水省の方から御説明があると思いますけれども、私どもは、やはり安全という観点からどういう基準値にすべきか、ということでもありますので、キノコについても、基本的に一般食品の 100Bq/kg という基準値を、これからも続けていくという考え方に変わりはありません。

その一方で、それをどれだけ低減させるかということは、まさしく生産段階の対策でもって解決していく話であると思っております。

○日比野氏 安岡さん、どうぞ。

○安岡生産推進室長 基準に関しては、何かを言う立場にはございません。我々とする、何よりも、今、生産現場で、いろいろと御苦労されており、特にキノコ原木の確保が、今、大変現場で御苦労されています。このため、そういう現場の取組みに対して支援できるようということで進めているところです。

○日比野氏 ありがとうございます。あと、わずかですが、先ほど手を挙げた方、どうぞ。

○質問者 F 民間の分析機関で放射能分析等を行わせていただいております。質問というよりは、お願いというところもありますが、分析方法と、今回、検査法の方が3月15日に提示されまして、それより前につきましては、スクリーニング法については、いろいろと説明会等を行っていただいていたんですけれども、私どもはゲルマニウム半導体検出器の方でずっと分析をさせていただいておりますので、今回、3月15日の発表で、検査法が付いておりましたので、その中を見て、初めて基準値の方は大分前から発表をいただいていたんですけれども、その基準値の5分の1以下の濃度まで下限を下げてくださいというようなことも書いてありました。

こういったこと、やはりいろいろ検討を重ねた上で発表もぎりぎりになってしまったかと思うんですが、できたら、やはり分析機関の方に早めに御連絡いただいたり、その後、こういう状況で、このような設定をしたということを御連絡いただけたらということが正直あります。

私どもの方も、食衛法の登録をさせていただいておりますので、比較的情報は早くいただける立場ではあるんですが、それでも、かなり後手になってしまったかなという部分はございました。

また、農林水産省の方につきましても、やはり食品に絡むということで、肥料でとか、飼料等につきましても、また、加工用の炭ですとか、そういったものについても、いろいろと暫定許容値の方を設定されて、それに伴って検査法の方をいろいろとつくられておりますので、これもホームページを、正直毎日チェックさせていただいて、新しい規制値が出たとか、新しい検査法が出たとかいうのをチェックしている状態です。この分析を行いながら、やはり正しい分析を行うためには、チェックも欠かさないという状態で、検査側としても、かなり厳しい状態でやらさせていただいておりますので、もう少し正しい分析

をさせていただくための情報を早くいただければ、大変ありがたいというところがございます。

また、検査をさせていただきまして、下限値について、よく御質問をいただくんですが、機器だけではなくて、その時点の放射能のゆらぎですとか、サンプル自体が持つ放射能、これが事故由来の放射性物質だけではなく、そのものが持っているカリウム 40、自然放射線のカリウム 40 の影響、これが多くなれば、バックグラウンドが上がるので、検出下限が上がるとか、あと、サンプルの検体の比重ですね、比重が大きい小さいか、それによっても変わってきてしまうので、こういったことですか、一つひとつ御依頼いただいて、結果を出すときに、御説明をさせていただいている次第ですが、かなり皆様、御理解に苦しんでいる部分があって、御説明に大体 30 分くらいお電話でお話しさせていただくような状態ですので、何かもう少しデータのとらえ方についても、ホームページ等で御説明いただくといいところがあれば、大変検査側としてもありがたいと思っている次第です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○日比野氏 これは、要望ということでよろしいですか。

○質問者 F はい。

○日比野氏 一応、時間が来ましたが、どうしても聞きたいという方だけ手を挙げてください。

それでは、どうぞ。

○質問者 G 厚生労働省の方にお伺いしたいんですけども、国際的な整合性というのは、大変重要だと、私も思います。食料自給率が 40%というのは、反対に言えば、60%が輸入ですので、EU の食品安全委員会に当たるところが、日本のこの基準の改定に関して議論していて、というのは、それに関してどういうふうに御意見をお持ちかということをお伺いしたいんですけども、その内容を申し上げますと、日本から輸出するときに、その基準に合せた輸出がされるわけですね。EU の方では、受け取る側として基準を決めているわけで、それ以上だったら、検疫で違反になって、国内流通させないということなんです。EU サイドの基準を下げるに当たって議論がされているわけで、今回の改定は安全性のためではない、国民の安心を得るための改定であるという議論がされているんですね。これは、公開された議事録がありますので、もし、あれでしたら。

もう一つ、いろんな議論がありました。結果として、360 名のうち 70 名が反対と棄権をした中で、多数決で了承されたということなんです。議論が分かれたのは、まず、下げることに科学的な正当性がない。

それから、文書を受け取ってから、WTO 通告をされて、通知をされて 48 日間というリードタイムはあったんでしょうけれども、検討する期間が短かったという意見があったんです。

具体的に、例えば、オーストリア産のブルーベリーが。

○日比野氏 済みません、もう少し簡潔にお願いします。

○質問者 G わかりました。要は、日本の輸入検疫で、あちらさんのものが違反になってシップバックをされているという現状があります。ですから、施行されてから、こういう状況の中で、国際的な整合性ということに関して、今後、どういうふうな形で対応されていくのかということをお教えいただきたいと思います。

○吉岡企画情報課長 私ども、今回の基準値というのは、単に安心のためだけではなくて、科学的にも安全を確保するという観点を含めて定めさせていただいたというのが、まず、基本的な考え方であります。

今回の基準値につきましては、案をつくった段階で、国民の皆さん方にパブリックコメントという形で御意見を求めたところ、約 2,000 件いただいて、そのうち 1,700 件ほどはもっと厳しくすべきではないかという御意見でした。残りには、もっと緩くすべきではないかという御意見もございました。

そういう厳し過ぎるじゃないかという御意見の 1 つとして、EU と比べて厳しいじゃないかという御意見も、これは国会でも御指摘をいただきましたけれども、私ども、こういうふうにお答えさせていただいております。

EU よりも厳しいのは、大きく 3 つの理由があります。1 つは、汚染された食品の割合をどの程度と見るかということなのですが、EU は、これを 10%と見ているわけですね。すなわち汚染割合が高ければ、高いほど、基準値は厳しくなっていくわけですが、EU は、原発事故が起きていないところですので、外から入ってくる食品のことを考えて 10%。

それに対して、日本は、今、国内で事故が起きたわけですので、食料自給率などを考え、50%というふうに設定していますので、そこで約 5 倍の基準値の厳しさが出てくる。

2 つ目には、食品の摂取量の取り方の違いというのがあります。私どもの方は、先ほど御説明しましたように、男女別、年代別に食品摂取量を確認して、最も多い層の食品摂取量を取っているのですが、EU は成人の年間の食品摂取量というものを基に取っていますので、そこで違いが出ている。この点も、私どもなりの正当性があると思っております。

3 つ目には、我々はセシウム以外の核種も考慮していますけれども、EU はセシウムだけで基準値をつくっているという点があります。こうした EU との違いについては、EU ともいろんな話し合いの場があると思っておりますので、我々は引き続き、今回の基準値の妥当性について説明をさせていただきたいと思っております。

一方で、まだ、日本の食品が諸外国ではいろんな規制がされて、入っていけないという状況がありますので、我々は、今回の基準値をつくって、日本の食品が安全なんだということを更にアピールして、海外にも更にまた受け入れられる、日本の食品の信頼が回復されるための取組みを、これから是非やっていきたいと思っております。

○日比野氏 終了時間になりました。まだ、質問のある方がいらっしゃると思いますが、一応、質疑応答は、これで終わりにしたいと思います。

今回の議論を振り返ってみますと、放射能の概念は、やはり非常にわかりにくい。そういうことが、消費者と生産者との理解もなかなか進まない理由の1つではないかと思いました。

今日、それをテーマにしてやって、どこまでその溝が埋められたかはわかりませんが、何かの形でより放射線と食品の問題について、不安の源がどこにあるか、どうしたら不安を解消していけるのか、そのようなことを考える機会にしていいただければ、幸いだと思います。

つたない司会でしたけれども、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会（金田企画官） それでは、パネリストの皆様、そして、御参加いただきました会場の皆様、熱心な御議論をありがとうございました。予定していた時間を超えましたので、これにて意見交換を終了したいと思います。

御発言いただけなかった方には、大変申し訳なく存じます。円滑な進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

なお、冒頭にお渡しいたしましたアンケート用紙に是非御記入の上、出口の回収箱にお入れください。

本日は、長時間にわたり、大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

こちらの会場の都合がございますので、恐れ入りますが、順次、速やかな御退室をよろしくお願いいたします。